

瀬戸市教育委員会 8 月定例会

1 報告

- (1) 催物の後援・推薦に係る審査結果報告について (教育政策課長)・・・P 1
- (2) 催物の後援・推薦に係る実績報告について (教育政策課長)・・・P 3
- (3) 菱野団地における新小学校（現 八幡小学校）の施設概要について (教育政策課長)・・・P 4
- (4) 令和 6 年 7 月情報公開請求について (学校教育課長)・・・P 5
- (5) 物損事故の専決処分について (図書館長)・・・P 6
- (6) 図書館の特別整理休館について (図書館長)・・・P 7

2 議案

- 第 2 6 号議案 教育委員会に係る事務の管理及び執行状況についての点検及び評価並びにその公表について (教育政策課長)・・・P 8・別添資料 1
- 第 2 7 号議案 令和 6 年度瀬戸市教育委員会 9 月補正予算（案）について (教育政策課長・学校教育課長)・・・P 9・当日配布
- 第 2 8 号議案 交通事故に係る和解について (学校教育課主幹)・・・P 10
- 第 2 9 号議案 瀬戸市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について（まちづくり協働課長・文化課長・参事兼スポーツ課長）
・・・P 11・別添資料 2

3 その他

- ・日程について ・・・P 12

催物の後援・推薦に係る審査結果報告書

N0	申請受付 年月日	主 催 者	催 物 名	会場・開催期間等	催 物 内 容 等	申 請 区 分	入 場 料 等	許 可 年 月 日 (整理番号)	チラシ等
1	令和6年 6月28日	瀬戸メサイア合唱団	瀬戸メサイア合唱団創立35周年記念コンサート～祝へンデル生誕340周年K o Dドレスデンとともに～へンデル「メサイア」全曲演奏会	瀬戸市文化センター 文化ホール 令和7年4月6日(日)	2025年3月は当団の創立35周年の記念の年であり、またヘンデル生誕340年に当たり、またドイツK o Dとの交流も20年になる。これらを祝してヘンデル作曲「メサイア」演奏会を開催する。	後援(継続)	入場料 有料：1,000円 参加料 有料：団員一人 30,000円	令和6年7月4日 (6-53-34)	○
2	令和6年 6月28日	書道研究 飛墨会	第43回 飛墨会書展	瀬戸市文化センター 文化交流館3階 令和6年9月4日(水)～令和6年9月8日(日)	書道文化の発展と高揚、並びに瀬戸市における文化普及の助成を目指し、生涯学習の推進に役立つことを主旨とする。	後援(継続)	入場料 無料 参加料 無料	令和6年7月4日 (6-54-35)	
3	令和6年 7月1日	愛知駅伝実行委員会	愛知万博メモリアル第17回愛知県市町村対抗駅伝競走大会	愛・地球博記念公園 令和6年12月7日(土)	2005年に開催された「愛知万博」についてメモリアルイベントを通じて次世代へ語り継ぐと同時に、愛知県内市町村の交流、市町村合併後の一体化の促進、県民意識の高揚、県民スポーツの振興を主目的として実施する。	後援(継続)	入場料 無料 参加料 無料	令和6年7月4日 (6-55-36)	
4	令和6年 7月4日	愛知工業大学 菱野団地における多世代交流促進兼課題解決プロジェクト	家の模型をつくろう	ひしのミナクル 令和6年8月17日(土)～令和6年8月31日(土)	菱野団地の中央広場に位置するミナクルにて、小学生から中学生を対象とした模型製作のワークショップを行う。団地内外の子どもとの交流とともにものづくりに触れ、体験してもらおう。少子高齢化に伴い子育て世代の参入をはかる中で、子どもへのワークショップを開催することによりそれらに貢献できる1つとしたい。	後援	入場料 無料 参加料 有料：500円	令和6年7月8日 (6-56-37)	
5	令和6年 7月5日	尾張瀬戸武田信玄古城再建プロジェクトチーム	瀬戸武田信玄公歴史探索プロジェクト開催	物見山 令和6年8月7日(水)	瀬戸に残されている武田信玄の史跡や文化財等の探索、勉強会	後援(継続)	入場料 無料 参加料 有料：500円	令和6年7月9日 (6-57-38)	○
6	令和6年 7月11日	檻の中のライオンプロジェクト in 瀬戸	「檻の中のライオン」講演会	瀬戸蔵 つばきホール 令和6年10月5日(土)	「檻の中のライオン」著者のお話を伺い、著書に書かれている日本国憲法について学び、私たちの日常生活を考える機会とする。	後援	入場料 大人：800円 18歳以下：500円 子ども：無料 参加料 無料	令和6年7月23日 (6-59-39)	

催物の後援・推薦に係る審査結果報告書

7	令和6年 7月12日	名古屋法務局 愛知県 県人権擁護委員連合 会 愛知県人権啓発 活動ネットワーク協 議会 株式会社中日 新聞社	第52回人権を理解する作品 コンクール	表彰式及び展示会：名鉄百貨店本館 令和6年10月16日(水)～令和 7年2月3日(月)	県内の小中学生を対象に、人権に関する テーマでポスター・書道・標語を募集し、 それらの作品を制作する過程において豊か な人権感覚を身に付けてもらうことを目的 とする。	後援(継続)	入場料 無料 参加料 無料	令和6年7月17日 (6-60-40)	○
8	令和6年 7月22日	三味線家～shamisen- ya～	第14回民謡唄っ子のど自慢 チントンジャン	やすらぎ会館 令和6年12月8日(日)	次世代を担う子ども達に民謡を唄ってい ただくことで、日本の伝統文化民謡の継承 を目的といたします。	後援(継続)	入場料 無料 参加料 有料：1グループ 800円	令和6年7月23日 (6-63-41)	

催物の後援・推薦に係る実績報告書

No	報告受付 年月日	報告 区分	主 催 者 (申 請 者)	催 物 名	会 場 ・ 開 催 期 間 等	催 物 の 実 績 等	後援・推薦の効果等
1	令和6年 7月11日	後援	イングリッシュガーデן ジェイン プラズバハット	英語教室の無料体験	志段味地区会館 高蔵寺公民館 道泉地域交流センター 令和6年2月29日(木)～令和6年3月22日(金)	参加人員：0人 入場人員：0人	事業実施せず
2	令和6年 7月16日	後援	公益財団法人前日本軟式野球連盟 主管 愛知県軟式野球連盟 会長 大森 輝英	第46回東日本軟式野球大会(2部)	瀬戸市市民公園野球場・瀬戸市南ヶ丘野球場・春日井市民球場・日進市総合運動公園野球場 令和6年5月18日(土)～令和6年5月20日(月)	参加人員：925人 入場人員：約200人	参加チームの選手並びに参加役員が、瀬戸市・春日井市・日進市の市民から歓迎を受け感謝していた。
3	令和6年 7月8日	後援 (継続)	ヒューマンアカデミー名古屋事務局 森田 大介	プログラミング体験会	瀬戸市共栄通5-8 マナビー・西陵地域交流センター 令和6年5月11日(土)～令和6年6月10日(土)	参加人員：12人 入場人員：20人	後援名義をいただいたことで、保護者に安心して体験会にご参加いただくことができたと感じる。
4	令和6年 7月8日	後援 (継続)	ヒューマンアカデミー名古屋事務局 森田 大介	ロボット製作体験会	瀬戸市共栄通5-8 マナビー・西陵地域交流センター・パルティセと 令和6年5月11日(土)～令和6年6月22日(土)	参加人員：25人 入場人員：45人	後援名義をいただいたことで、保護者に安心して体験会にご参加いただくことができたと感じる。
5	令和6年 7月22日	後援 (継続)	瀬戸市市民オーケストラ 運営委員長 古川 信男	瀬戸市市民オーケストラ 第36回定期演奏会	瀬戸市文化センター 文化ホール 令和6年6月30日(日)	参加人員：59人 入場人員：426人	教育委員会の後援名義を使用させていただき、当演奏会の広報に活用させていただいた。親子で多数の方にご来場いただき、演奏会を楽しんでいただけた。
6	令和6年 7月22日	後援 (継続)	特定非営利活動法人オリエンテering協会 新帯 亮	2024年度愛知県民オリエンテering大会	瀬戸市定光寺公園 令和6年6月16日(日)	参加人数：104人 (計8チーム)	参加者への広報に役立った。
7	令和6年 7月19日	後援 (継続)	尾張瀬戸武田信玄古城再建プロジェクトチーム 山田 美和	瀬戸武田信玄公歴史探索プロジェクト開催	山口連区自治会憩いの家 令和6年7月14日(日)	参加人数：9人 入場人数：2人	新規参加者が2名に至り、今回は市議会議員の方が参加してくださった。名義使用の適切な運営であることを知ってもらえたと思う。

※「参加人員」…主催者を除く事業への参加者数 ※「入場人員」…催物の一般入場(来場)者数

令和6年7月情報公開請求一覧（学校教育課分）

	請求 年月日	請求区分	請求内容	決定通知 年月日	開示区分	開示文書名	担当部署	備考
1	令和6年5月16日	公文書開示 請求書	2024年度「学校・学年別補助 教材価格一覧」 2023年度の瀬戸市学校教育企 画委員会に関するすべての文 書	令和6年7月3日	一部開示	学校・学年別補助教材価格一覧 第1回学校教育企画委員会（報告） 第2回学校教育企画委員会（報告） 第3回学校教育企画委員会（報告） 第4回学校教育企画委員会（報告）	学校教育課	開示しない部分 報告資料のうち、講師名等、公開されていない者の 氏名。 開示しない理由・根拠規定 個人に関する情報であり、瀬戸市情報公開条例第7 条第2号に該当するため。
2	令和6年5月16日	公文書開示 請求書	2024年度各小中学校の「通級 指導教室」対応の「障害種 別」が分かる文書	令和6年7月3日	開示	令和6年度通級指導教室設置の状況	学校教育課	

物損事故の報告について

事 故 の 概 要	損害賠償の額及び 和解の内容	備 考
令和6年5月28日瀬戸市立図書館駐車場において、経路を示す案内看板が強風により相手方軽乗用自動車に接触し、当該車両の前方バンパーが損傷した物損事故	瀬戸市は、相手方に対し、金16,676円を支払う。	専決処分 令和6年 6月11日
令和6年5月28日瀬戸市立図書館駐車場において、経路を示す案内看板が強風により相手方軽乗用自動車に接触し、当該車両の運転席側ドアが損傷した物損事故	瀬戸市は、相手方に対し、金50,930円を支払う。	専決処分 令和6年 6月11日

図書館の特別整理休館について

図書館（本館・地域図書館）は、年に1度の蔵書点検及び館内整理のため、以下のとおり休館します。なお、情報ライブラリー（パルティセと3階）につきましては、通常通り開館いたします。

休館期間

令和6年9月21日（土）～9月30日（月）

6 年第 2 6 号議案

教育委員会に係る事務の管理及び執行状況についての点検
及び評価並びにその公表について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号)
第 2 6 条の規定に基づき、「令和 6 年度瀬戸市教育委員会事務の管理及び
執行の状況の点検・評価報告書」を作成し、これを瀬戸市議会へ提出する
とともに公表するものとする。

令和 6 年 8 月 8 日提出

瀬戸市教育委員会
教育長 加藤 正彦

(理 由)

この案を提出するのは、「令和 6 年度瀬戸市教育委員会事務の管理及び
執行の状況の点検・評価報告書」を公表するに当たり、教育委員会の議決
を求める必要があるからである。

6 年第 2 7 号議案

令和 6 年度瀬戸市教育委員会 9 月補正予算（案）について
瀬戸市議会 9 月定例会に、みだしの議案を別紙の内容により提出するものとする。

令和 6 年 8 月 8 日提出

瀬戸市教育委員会
教育長 加藤 正彦

（理 由）

この案を提出するのは、市議会に議案として提出するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、教育委員会の意見を聴取するため必要があるからである。

6 年第 2 8 号議案

交通事故に係る和解について

本市が当事者である交通事故について、次により和解するものとする。

令和 6 年 8 月 8 日提出

瀬戸市教育委員会

教育長 加藤 正彦

1 事故の概要

令和 6 年 5 月 2 日瀬戸市学校給食センター敷地内において、相手方普通貨物自動車が進出した際、駐車中の学校教育課の軽乗用自動車に接触し、当該軽乗用自動車が損傷した物損事故

2 損傷の状況

後方のドア、窓ガラス及びバンパーの損傷

3 損害賠償の額

5 9 6 , 2 7 4 円（車両損害料、レッカー費用及び代車費用）

4 和解の要旨

- (1) 相手方は、本市に対し、本件に事故に係る損害賠償として上記 3 の金額を支払う。
- (2) 本市と相手方は、本件事故に基づく損害に関し、本和解に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

（理 由）

この案を提出するのは、市議会に議案として提出するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、教育委員会の意見を聴取するため必要があるからである。

6 年第 2 9 号議案

瀬戸市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定
について

瀬戸市議会 9 月定例会に、みだしの議案を別紙の内容により提出するものとする。

令和 6 年 8 月 8 日提出

瀬戸市教育委員会
教育長 加藤 正彦

(理由)

この案を提出するのは、市議会に議案として提出するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、教育委員会の意見を聴取するため必要があるからである。

令和 6 年 9 月 教育委員会日程表

日	曜日	件 名				
1	日					
2	月					
3	火					
4	水					
5	木					
6	金					
7	土					
8	日					
9	月					
10	火					
11	水					
12	木	定例教育委員会事前打合せ 定例教育委員会	瀬戸市役所 3 階 瀬戸市役所 4 階	3 0 1 会議室 大会議室	午後 1 時 3 0 分～ 午後 2 時 0 0 分～	全委員
13	金					
14	土					
15	日					
16	月					
17	火					
18	水					
19	木					
20	金					
21	土					
22	日					
23	月					
24	火					
25	水					
26	木					
27	金					
28	土					
29	日					
30	月					

10月1日(火) 定例教育委員会事前打合せ 瀬戸市役所 3 階 3 0 1 会議室 午後 1 時 3 0 分～
定例教育委員会 瀬戸市役所 4 階 庁議室 午後 2 時 0 0 分～ 全委員

瀬戸メサイア合唱団創立 35 周年記念コンサート
～祝ヘンデル生誕 340 年 KoDドレスデンとともに～

ヘンデル メサイア全曲演奏会

日時 2025 年 **4 月 6 日** (日) 13:30 開場
14:00 開演

場所 瀬戸市文化センター 文化ホール

指揮 ニコラウス・ミューラー

オーケストラ KoDドレスデン(ドイツ・ザクセン州)
(Kammerorchester ohne Dirigenten Dresden e.V.)

入場料 1,000 円全自由席

団員募集

あなたも私たちと一緒に歌いませんか！！

練習場所 瀬戸市原山公民館

練習日 毎週木曜日 18 時 45 分～ 21 時

団 費 月額 3500 円

お問合せ <http://seto-messiah.com> Tel 090-7686-4442(井上)

瀬戸武田信玄公 歴史探索プチイベント開催



織田信長と決戦の前、武田信玄はこの世を去った。信玄の死を隠し、影武者を立て戦うことになった武田軍。終焉地を隠したため現在まで信玄の墓は不明である。

信玄の死から450年、信玄終焉地の謎に迫る。

日 時： 令和6年8月 7日(水) 夏休み企画 18:00~21:00

集合場所： 山口憩いの家

内 容： ■8月イベント
親子で物見山に登って
夜景を観よう企画



@OWARISETOFURINKAZAN

参加費： 500円（会員の方は無料）

参加申込： 氏名、住所、電話番号、参加日、「歴史探索参加希望」と明記のうえ下記mailまで送信ください。

mailアドレス shingen1103.seto@gmail.com

又は070-9098-8353 山田光

開催団体： 瀬戸市まるっとミュージアム・観光協会会員
尾張瀬戸武田信玄古城再建プロジェクトチーム

第52回 人権を理解する 作品コンクール

(法務局必着)

令和6年 10/16(水) ▶▶▶ 12/10(火)

(各学校への提出期限は、それぞれの学校へお尋ねください。)

募集作品

ポスター・書道・標語

(それぞれの規格は裏面をご覧ください。)

テーマ

- ・男女差別 ・いじめ ・児童虐待 ・高齢者 ・障害者
- ・外国人 ・インターネットでの人権侵害 ・性の多様性
- ・その他人権に関するもの

対象者

愛知県内の小・中学生

(外国人学校、特別支援学校、義務教育学校及び中等教育学校を含む。)

昨年度の
入賞作品です。



人権イメージキャラクター
人KENまもる君

中三 杉山 桃萌
**精友
神愛**

豊田市立猿投台中学校 3年
杉山 桃萌



名古屋市立山田小学校 3年
菅井 瑠衣

よく見てよ
容姿じゃなくて
素の私

蟹江町立蟹江小学校 6年
田中 蘭

詳しい募集要項は
名古屋法務局HPを
ご覧ください。



人権イメージキャラクター
人KENあゆみちゃん

主催 名古屋法務局・愛知県人権擁護委員連合
愛知人権啓発活動ネットワーク協議会
株式会社中日新聞社
後援 愛知県教育委員会・愛知県内各市町村教育委員会
協賛 株式会社名鉄百貨店・株式会社名古屋グランパスエイト

LINE人権相談

ひとりで悩まず相談してね

アカウント名「法務局LINEじんけん相談」
検索ID @linejinkensoudan



法務局HP
こちら

応募作品 の規格

- ◎ポスター 四つ切り画用紙大 (約39cm×54cm)
- ◎標語 A5 (約15cm×21cm)・縦書き
- ◎書道 半紙大 (約33cm×24cm)・楷書又は行書
- ※書道作品の裏打ちは原則禁止とし、半紙に学年及び氏名を記載してください。

人権イメージキャラクター
人KENあゆみちゃん



応募方法

- ◎ポスター・書道 作品の裏面の右下に「応募票」を貼付
- ◎標語 「標語用紙」を使用するか、作品の表面に「応募票」を貼付
- 各学校で取りまとめ、「人権を理解する作品コンクール集計表」を添付して、下の応募先に持参又は送付してください(学校を介さずに提出された作品の受付はできません。)
- ※「応募票」等の各様式は名古屋法務局ホームページからダウンロードできます。

入賞発表

令和7年1月下旬頃に名古屋法務局ホームページ上で発表

賞の授与

- ◎最優秀賞 30点以内 ◎優秀賞 60点以内 ◎入選 150点以内 ◎佳作 300点以内
- 以上の入賞者には、表彰状及び副賞を授与します。
- ※各賞の点数は、ポスター・書道・標語の各入賞者数の合計です。

展示会・ 表彰式

- ◎展示会 令和7年1月30日(木)～2月3日(月) (全入賞作品を展示)
- ◎表彰式 令和7年2月2日(日) (対象：最優秀賞受賞者)
- ◎展示会・表彰式会場 名鉄百貨店本館

その他

- 1 応募できる作品は各部門1人1点です。1人でそれぞれの部門に応募できます。2人以上の合作は認められません。
- 2 応募作品は、未発表のもので他のコンクール等に応募予定のない作品に限ります。
- 3 生成AIを利用して作成したものを自己の作品として提出した場合は、審査の対象となりません。
- 4 応募作品の著作権は、全て主催団体に帰属し、主催団体の許可なく作品を転載・発表することはできません。
- 5 応募作品は、返却しません。
- 6 主催団体が作品の転載・発表を許可する場合は、本人の許諾を求めません。
- 7 入賞作品については、作品、受賞者の学校名、学年及び氏名を公表するとともに、優秀賞以上の作品については、「人権作品集」に収録し、県内小中学校等に配布します。また、その他の応募作品についても、公表することがあります。
- 8 応募作品の個人情報については、本コンクールの目的以外での使用は一切いたしません。



人権イメージキャラクター
人KENまもる君

応募及び問合せ先

協議会	学校所在地	応募及び問合せ先
名古屋	名古屋市・豊明市・日進市・長久手市・愛知郡東郷町・清須市・北名古屋市・西春日井郡豊山町	名古屋法務局 人権擁護部 〒460-8513 名古屋市中区三の丸2-2-1 TEL:052-952-8111(内線:1465)
春日井	春日井市・瀬戸市・小牧市・尾張旭市	応募は、各市役所の人権擁護事務担当課宛てにお願いします。 また、問合せは次のところでもお受けします。 名古屋法務局春日井支局 TEL:0568-81-3210
津島	津島市・愛西市・弥富市・あま市・海部郡(大治町・蟹江町・飛島村)	名古屋法務局 津島支局 〒496-0047 津島市西柳原町3-10 TEL:0567-26-2423
一宮	一宮市・江南市・稲沢市・岩倉市・犬山市・丹羽郡(大口町・扶桑町)	名古屋法務局 一宮支局 〒491-0842 一宮市公園通4-17-3 TEL:0586-71-0600
半田	半田市・常滑市・東海市・大府市・知多市・知多郡(阿久比町・東浦町・南知多町・美浜町・武豊町)	応募は、各市役所、町役場の人権擁護事務担当課宛てにお願いします。 また、問合せは次のところでもお受けします。 名古屋法務局半田支局 TEL:0569-21-1095
岡崎	岡崎市・額田郡幸田町	名古屋法務局 岡崎支局 〒444-8533 岡崎市羽根町字北乾地50-1 TEL:0564-52-6415
刈谷	刈谷市・碧南市・安城市・知立市・高浜市	名古屋法務局 刈谷支局 〒448-0858 刈谷市若松町1-46-1 TEL:0566-21-0086
豊田	豊田市・みよし市	名古屋法務局 豊田支局 〒471-8585 豊田市常盤町1-105-3 TEL:0565-32-0006
西尾	西尾市	名古屋法務局 西尾支局 〒445-8511 西尾市熊味町南十五夜60 TEL:0563-57-2622
豊橋	豊橋市・田原市・豊川市・蒲都市	名古屋法務局 豊橋支局 〒440-0884 豊橋市大岡町111 TEL:0532-54-9278
新城	新城市・北設楽郡(設楽町・東栄町・豊根村)	名古屋法務局 新城支局 〒441-1385 新城市字八幡11-2 TEL:0536-22-0437



令和6年度
瀬戸市教育委員会事務の管理及び執行の状況の
点検・評価報告書
(対象：令和5年度)

令和6年7月
瀬戸市教育委員会

はじめに

本報告書「令和6年度瀬戸市教育委員会事務の管理及び執行の状況の点検・評価報告書（対象：令和5年度）」（以下、「点検・評価報告書」という。）は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、本市の教育行政の効果的な推進を図り、住民への説明責任を果たすことを目的としています。

令和4年3月に改訂された「第2次瀬戸市教育アクションプラン―改訂版―」の基本施策ごとに、自己点検・評価を行うとともに、今後の方策を示し、教育に関する学識経験者（瀬戸市教育アクションプラン推進会議）の意見を付して報告するものです。

【 参 考 】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第二十六条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

目 次

I 瀬戸市教育アクションプラン（概要）

1 基本理念	・・・	1
2 アクションプランの位置付け	・・・	2
3 計画の期間	・・・	2
4 基本的方向性（目指す人間像）	・・・	4
5 施策体系（具体的な施策の展開）	・・・	5

II 瀬戸市教育アクションプラン推進会議 ・・・ 10

III 基本施策に対する自己点検・評価および有識者等の意見・提言

基本施策 1	基礎的、基本的学力の習得	・・・	12
基本施策 2	学んだことを生かす教育活動の推進	・・・	14
基本施策 3	教職員の教育力の向上	・・・	17
基本施策 4	いのちを大切にする教育の推進	・・・	19
基本施策 5	いじめや問題行動への対応の充実	・・・	22
基本施策 6	不登校児童生徒への対応の充実	・・・	24
基本施策 7	文化芸術活動の支援や文化財の保存・活用	・・・	27
基本施策 8	図書館サービスの充実	・・・	31
基本施策 9	規則正しい生活習慣の定着と健康の増進	・・・	34
基本施策 10	体力の向上とスポーツの振興	・・・	37
基本施策 11	支援が必要な子どもへの対応の充実	・・・	41
基本施策 12	多文化共生社会に向けた教育の推進	・・・	43
基本施策 13	瀬戸らしさを生かした特色ある教育の推進	・・・	48
基本施策 14	地域とともにある学校づくりの推進	・・・	51
基本施策 15	未来を生き抜く子どもの育成	・・・	55
基本施策 16	男女共同参画社会の推進	・・・	58
基本施策 17	子育て支援と家庭教育の充実	・・・	61
基本施策 18	関係機関の連携による教育の推進	・・・	64
基本施策 19	生涯にわたり、相互に学び合う教育の推進	・・・	67
基本施策 20	魅力ある学校づくりと学校の適正規模・適正配置の推進	・・・	69
基本施策 21	安心で安全な学校づくりの充実	・・・	72
基本施策 22	信頼される学校づくりの推進	・・・	74

IV 瀬戸市の教育全般についての意見・提言

1 瀬戸市教育アクションプラン推進会議委員からの個別意見・提言	・・・	76
2 総括意見（瀬戸市教育アクションプラン推進会議会長 吉田 淳）	・・・	77

V 総 評 瀬戸市教育委員会教育長 加藤 正彦 ・・・ 78

I 瀬戸市教育アクションプラン（概要）

瀬戸市教育委員会では、平成 18 年度を初年度とする 10 年間で展望し、瀬戸市の教育が目指す姿を描いた「瀬戸市教育アクションプラン」を策定しました。このアクションプランは瀬戸市の教育の四半世紀先の未来を見通し、行政や市民、また互いに協力して取り組むべきことを示したものです。当初計画期間を終えた平成 27 年度末には、平成 37 年度（令和 7 年度）を目標年度とする「第 2 次瀬戸市教育アクションプラン」を策定し、具体的な施策の展開として、7 つの基本目標と 22 の基本施策、78 の主な事業に反映させました。

「第 2 次瀬戸市教育アクションプラン」の策定から 5 年が経過したことを受けて社会情勢の変化等を鑑みて令和 4 年 3 月に改訂を行いました。

1 基本理念

瀬戸のすべての子どもたちが「瀬戸で学んでよかった」
瀬戸のすべての親たちが「我が子を瀬戸で育ててよかった」
瀬戸のすべての市民が「瀬戸で生きてよかった」

この基本理念は、平成 17 年 3 月に策定した「瀬戸市教育アクションプラン」の基本理念として掲げたものです。社会情勢や教育環境が大きく移り変わる中、この基本理念の重要性と意味合いが一層増しており、今後も継承することにより、未来を見通した様々な教育施策を推進し、本市の教育を充実させていきます。

2 アクションプランの位置付け

教育基本法第 17 条第 2 項「地方公共団体は、国の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない」との規定に基づくアクションプラン（行動計画）となります。

「瀬戸市総合計画」をはじめ、市長と教育委員が協議する「瀬戸市総合教育会議」において定めた「教育に関する大綱」のもと、教育分野の個別計画として位置づけ、教育に関連する他の計画との整合性を図るとともに、関連する部門と連携・協働しながら、本市の教育行政が目指すべき姿を明らかにして、計画を推進していきます。

3 計画の期間

この計画は、平成 28 年度（2016 年度）から 10 年間を計画期間とし、令和 7 年度（2025 年度）を目標年度として定めていることから、本来であれば令和 8 年度を開始時期とする次期教育アクションプランを策定するところですが、策定予定である第 7 次瀬戸市総合計画の計画期間が、令和 9 年度から令和 18 年度であるとともに、県の次期教育振興基本計画は令和 7 年度末頃が公表予定となっています。

そこで、次期教育アクションプランについては、第 7 次瀬戸市総合計画との整合を図るとともに、国及び県の教育振興基本計画を参酌して策定するため、現教育アクションプランの計画期間を 1 年延長し、令和 9 年度を開始時期として策定することとしました。

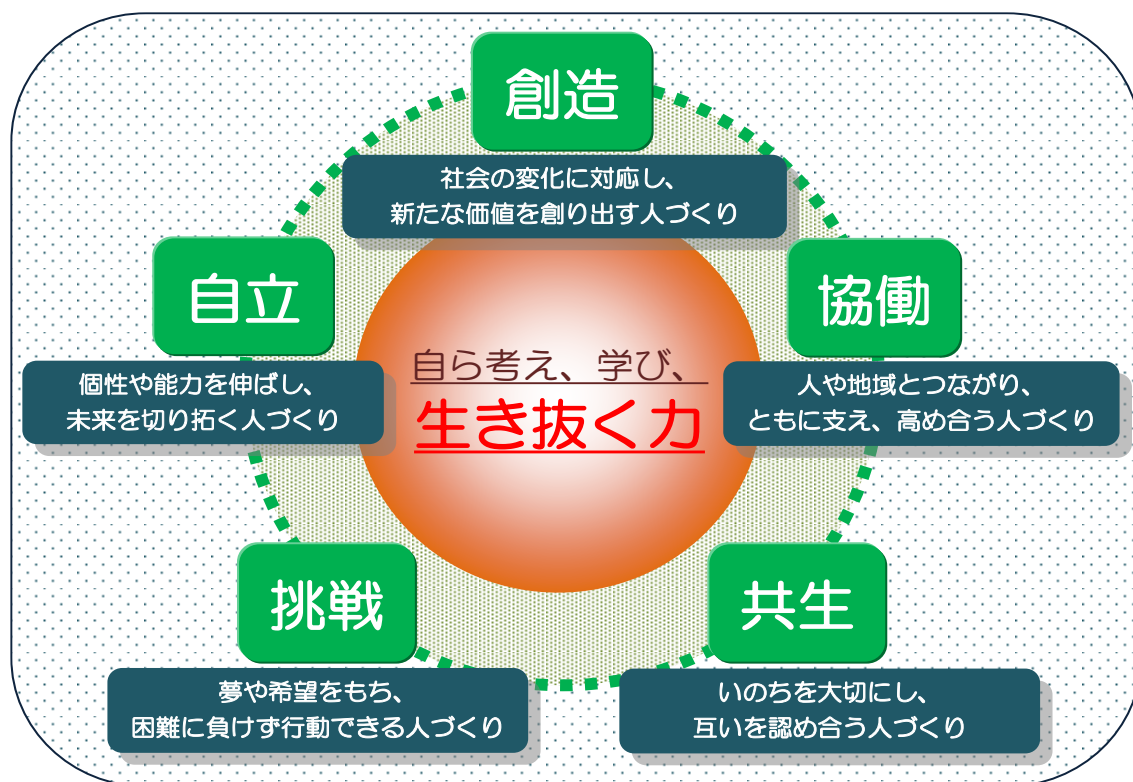
なお、延長期間における教育施策の推進については、第 2 次瀬戸市教育アクションプランに掲げる基本施策や主な事業について取り組みを継続し、評価指標に基づいて点検を実施します。

計画の期間

	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)
市：総合計画	第6次計画 (2017～2026)				第7次計画 (2027～2036)			
			次期計画 策定期間					
国：教育振興基本計画	第4次計画 (2023～2027)					第5次計画 (2028～2037)		
県：教育振興基本計画	第4次計画 (2021～2025)			第5次計画 (2026～2030)				
		次期計画 策定期間						
市：教育大綱	2020～ 2023	2024～ 2027				2028～ 2031		
市：教育アクションプラン	第2次計画 (2016～2025)			計画期間を 1年延長	第3次計画 (2027～2036)			
		計画の概要及び 推進・策定体制 の整理	次期計画 策定期間					

4 基本的方向性（目指す人間像）

基本理念を実現し、「自ら考え、学び、生き抜く力」を育成するため、5つの基本的な方向を目指します。



国の「第3期教育振興基本計画」では、自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材を育成するため、「第2期教育振興基本計画」にて策定した「自立」、「協働」、「創造」の3つの方向性を継承しています。

本市では、これらに加え、瀬戸らしさとして「地域とともにある学校づくり」や特別支援教育など、いのちを大切にし、互いを認め合う「共生」と、「まるっとせとっ子フェスタ」など、夢や希望をもち、困難に負けず行動する「挑戦」を含んだ5つの基本的方向性を目指すことにより、「自ら考え、学び、生き抜く力」を育成していきます。

これら5つの基本的方向性は、それぞれが独立して存在するものではなく、基本施策ごとに相互にバランス良く関わり合うことにより、施策における基本目標を着実に達成していきます。

5 施策体系（具体的な施策の展開）

基本目標1 確かな学力の定着と向上

児童生徒が、基礎的、基本的な知識や技能を確実に習得するため、学習意欲の向上を図るとともに、授業内容や指導方法を工夫していきます。

また、子どもたちが自ら学び、考え、主体的に判断するため、学び合いの授業を取り入れるなど、言語活動を充実します。

さらに、今後は、知識や技能を活用して、一人ひとりが自ら課題を見つけ、解決に向けて主体的・協働的に探究し、思考を活発にするため、アクティブ・ラーニングを充実し、必要とされる資質・能力である思考力・基礎力・実践力を高め、生き抜く力を育みます。

基本施策		主な事業	
1	基礎的、基本的学力の習得	1	基礎的、基本的学力の習得と学習習慣の定着
		2	学習意欲の向上
		3	読書活動の推進
2	学んだことを生かす教育活動の推進	4	探究的な学習と体験活動の推進
		5	学力向上のための現状分析や今後の方策の検討
		6	「少人数指導授業」や「チーム・ティーチング」の充実
		7	ICTを活用した授業の推進
3	教職員の教育力の向上	8	研修による教職員の資質の向上
		9	分かりやすい授業づくりの推進
		10	教員が子どもと向き合う時間の確保

基本目標2 豊かな心の育成

道徳教育や人権教育などを通して、子どもたち一人ひとりが互いを尊重し、思いやりをもち、規範意識や社会のルールを身につけるなど豊かな心を育みます。いじめ・不登校の防止にあたっては、学校・家庭・地域が手を携え、子どもにいのちの大切さを伝えるとともに、社会全体で子どもを見守るなどの意識をより高めていきます。

また、豊かな感性や情操を養うため、文化芸術活動を支える事業を展開するとともに、文化財の調査研究を行い、市民が優れた文化芸術に親しみをもち、体験できる機会を充実していきます。

図書館においては、地域図書館を拡充し、市民がいつでもどこでも図書と親しむことができるなど、利便性を高める取り組みを行っていきます。

基本施策		主な事業	
4	いのちを大切にする教育の推進	11	道徳教育の推進
		12	人権教育の推進

5	いじめや問題行動への対応の充実	13	いじめ防止基本方針による取り組みの推進
		14	あたたかい学級づくりの推進やQ-Uの有効活用
		15	規範意識の定着など生徒指導の推進
		16	情報モラル教育の推進
6	不登校児童生徒への対応の充実	17	不登校や引きこもり児童生徒に対する対応の充実
		18	不登校予防のための教育相談体制の充実
7	文化芸術活動の支援や文化財の保存・活用	19	市民による文化芸術活動の支援や奨励
		20	文化芸術に触れ親しむ機会の確保
		21	伝統文化を尊重する心の育成
		22	文化財の保存・活用
		23	文化財に関する学習の機会提供
8	図書館サービスの充実	24	図書館施設の整備や充実
		25	図書館ネットワークの整備

基本目標3 健やかな体の育成

発達段階に応じて、健康づくりを実践し、生涯を通して健康で充実した生活を送るために基礎となる健やかな体を育みます。そのために、学校・家庭・地域が連携して、「早寝、早起き、朝ごはん」などの望ましい生活習慣を身につけるよう取り組んでいきます。

また、運動習慣を身につけるとともに、楽しみながら計画的かつ継続的に運動に取り組む機会を充実します。そのことが、将来にわたり、スポーツに親しむ機会の増加につながり、結果として、健康長寿社会の実現に重要な役割を果たすことになるものと考えます。

基本施策		主な事業	
9	規則正しい生活習慣の定着と健康の増進	26	望ましい生活習慣の定着
		27	生活習慣病予防対策の実施
		28	学校保健をはじめ、健康教育や性教育などの充実
		29	食育の推進
		30	安心・安全な学校給食の提供と地産地消の推進
10	体力の向上とスポーツの振興	31	運動習慣の確立や体力向上への取り組みの推進
		32	生涯を通じ、誰もが気軽にスポーツを楽しむ機会の確保
		33	指導者の育成と指導力の向上
		34	競技者の育成支援
		35	若年層に対するスポーツ活動の支援
		36	スポーツ施設の整備

基本目標４ 多様な個性やニーズに応じた教育の推進

支援が必要な子どもが、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立して社会参加できるよう、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導や支援を行います。そして、特別に支援が必要な子どもたちの多様なニーズに即して、きめ細かい対応をしていきます。

また、本市の小中学校に在籍する日本語指導が必要な児童生徒に対して、指導を充実していきます。さらに、市民一人ひとりが言語や文化、価値観など様々な違いや特性を認め合い、国籍を問わず誰もが暮らしやすいと感じる多文化共生社会の実現に向けた教育を推進するとともに、ダイバーシティ（多様な人材の積極的な活用）を推進していきます。

基本施策		主な事業	
11	支援が必要な子どもへの対応の充実	37	特別支援教育の充実
		38	経済的な支援や子どもの貧困対策の充実
		39	心のケアの充実など「チーム学校」の推進
		40	福祉教育の充実
12	多文化共生社会に向けた教育の推進	41	日本語指導が必要な児童生徒に対する日本語教育の充実
		42	外国人住民に対する日本語教育の充実
		43	多様な文化や価値観を尊重する教育の推進

基本目標５ 地域や社会とつながる教育の推進

すべての市民が教育の担い手となり支え合うために、これまで以上に保護者や地域の方々が学校運営に参画できる機会を増やし、学校が地域や企業、大学などと連携・協働することで、地域とともにある学校づくりを推進します。

また、本市は、長い間培われてきた歴史や伝統文化などに携わる方々などの人的資源や、豊かな自然に恵まれた教育環境を有しています。これらの地域資源を有効に活用した学びの機会を創出し、「ものづくりのまち瀬戸」への郷土愛を育てていきます。

さらに、グローバル化が進み、社会の仕組みが複雑化する中で、子どもが将来の夢や目標を掲げ、社会と関わりをもちながら、これからの社会を生き抜くための学習を推進し、生涯を通して社会で活躍できる人材を育成していきます。

基本施策		主な事業	
13	瀬戸らしさを生かした特色ある教育の推進	44	キャリア教育や職業体験の推進
		45	せともの文化や伝統を継承していく郷土学習の推進
		46	環境教育の推進
		47	「まるっとせとつ子フェスタ」の充実
		48	地域の特性を生かした特色のある教育の推進

14	地域とともにある学校づくりの推進	49	保護者や地域などの地域力による連携強化
		50	放課後の子どもの居場所づくり「せとっ子モアスクール」の拡充
		51	市民活動との連携強化
		52	地域ぐるみの青少年健全育成の推進
		53	地域企業との連携の推進
		54	大学(大学コンソーシアムせと)などとの連携強化
15	未来を生き抜く子どもの育成	55	グローバル社会に対応した人材の育成
		56	情報活用能力(情報リテラシー)の育成
		57	性差なく活躍できる人材の育成
16	男女共同参画社会の推進	58	安定した家庭生活のためのライフ・ワーク・バランスの実現
		59	学校現場における女性の登用

基本目標6 ライフステージに応じた切れ目のない教育の推進

家庭教育における教育力の向上を図るとともに、保育園や幼稚園などと小中学校・特別支援学校が連携しながら、継続性と連続性のある教育活動を通して、子どもたちが将来を見通し、自立して生きるための基盤となる能力を育みます。また、教育全体として、どのような人材を育成するのか、といった理念を明確にして、教育の担い手である市民全員が責任と役割分担を互いに認識しながら、教育を推進します。

さらに、子どもから高齢者まで、市民の様々なライフステージに応じた多様な学習機会を提供するとともに、市民一人ひとりが互いに学び合い、交流することで、生涯にわたって学び続けるよう、途切れることのない連続性のある教育を推進していきます。

基本施策		主な事業	
17	子育て支援と家庭教育の充実	60	幼児教育の充実、地域や社会全体での子育ての実施
		61	家庭教育力の向上支援
		62	児童虐待の防止
18	関係機関の連携による教育の推進	63	保育園・幼稚園・小学校の連携強化
		64	小中一貫教育の推進
		65	教育と福祉の連携による切れ目のない支援
19	生涯にわたり、相互に学び合う教育の推進	66	「学びキャンパスせと」の充実
		67	公民館・地域交流センター活動の充実
		68	生涯学習社会を担う指導者やボランティアの育成

基本目標7 適正で魅力ある教育環境の充実

学校施設は老朽化が進んでおり、計画的な保全に取り組むとともに、財政負担の平準化なども踏まえた学校施設の長寿命化や建て替えを検討します。

また、子どもたちが集団の中で豊かな人間関係を築くとともに、自主性、自立性、社会性を養い、これからの社会を生き抜くことができるたくましい子どもを育てるため、地域の実情やまちづくりの視点を考慮しながら、学校の新設、統合や通学区域の見直しなどにより、学校の適正規模・適正配置を進めます。

さらに、学校と家庭や地域が、子どもを育てる当事者として、目標やビジョンを共有し、相互に連携・協働することで、保護者や地域から信頼される学校づくりに努めます。

基本施策		主な事業	
20	魅力ある学校づくりと適正規模・適正配置の推進	69	適正規模・適正配置の推進
		70	児童生徒が楽しいと感じる魅力ある学校づくり
21	安心で安全な学校づくりの充実	71	学校施設の安心・安全対策や長寿命化対策の実施
		72	通学路を含む交通安全対策やスクールガードの充実
		73	防災教育の充実
		74	防犯など安全教育の充実
22	信頼される学校づくりの推進	75	学校運営に係る積極的な情報発信
		76	学校評議員会、学校運営協議会や学校評価制度の活用
		77	学校マネジメント力の向上
		78	PTAや教育アクションプラン推進会議などによる市民意向の反映

Ⅱ 瀬戸市教育アクションプラン推進会議

平成 18 年 6 月に「瀬戸市教育アクションプラン推進会議（以下、「推進会議」）」を発足し、プランの策定及び進捗状況の把握と各施策の進行管理を行っています。

また、平成 28 年 3 月の「第 2 次瀬戸市教育アクションプラン」の策定に伴い、委員各々が、それぞれの職や役割などにおいて、プランの基本理念や方向性などを周知していくことも、推進会議の目的として位置付けました。

学校・家庭・地域が行政組織とも連携し、子どもたちの“生き抜く力”を育む体制を強化するため、それぞれの立場で専門的な知見を発揮し、市民との対話が一層促進されるよう、次の方々に委員を委嘱しています。

【*名簿については令和 6 年 7 月 1 日現在を掲載しております。】

役 職	氏 名	所 属 等
会 長	吉田 淳	愛知教育大学 名誉教授
副会長	右高 恭子	学校教育課 子どもの居場所づくり事業担当
委 員	福岡 明	元校長会会長、元愛知県尾張教育事務所特別支援教育指導員
//	和佐田 強	学校法人光和学園瀬戸幼稚園 理事長
//	春田 ひと美	瀬戸市小中学校 P T A 連絡協議会 家庭教育委員 第一副委員長
//	一尾 茂正	教育関係者
//	中島 なぎさ	效範公民館
//	丹羽 光成	教育サポートセンター長
//	加藤 中哉	オアシス 21 所長
//	野田 敬資	東山小学校 校長
//	岡田 照明	幡山中学校 教頭
//	中澤 隼	にじの丘中学校 教務主任
//	加藤 千春	瀬戸市教育委員会 委員

オブザーバー	氏 名	職 名
行 政	井上 紀和	まちづくり協働課長
//	川原 知佐栄	文化課長
//	田口 浩一	地域振興部参事兼スポーツ課長
//	山井 利明	こども未来課長
//	長谷川 さと美	社会福祉課長
//	内田 智高	健康課長

令和 6 年度の会議開催実績

(1) 第 19 回（5 月 29 日開催）の主な議題

- ・瀬戸市教育委員会の活動の自己点検・評価報告書作成のための意見調査について

(2) 第 20 回（7 月 17 日開催）の主な議題

- ・瀬戸市教育委員会の活動の自己点検・評価報告書(案)について

Ⅲ 基本施策に対する自己点検・評価及び 有識者等の意見・提言

(対象：令和５年度)

●評価の基準

- ☆☆☆ … 基本施策が目指す姿の達成に向け、順調に事業が進捗している。
- ☆☆ … 基本施策が目指す姿の達成に向け、一部の課題が見受けられ、主な事業などの着実な推進を図る必要がある。
- ☆ … 基本施策が目指す姿の達成に課題があり、評価指標や目標値などについての見直しや新たな取り組みの展開などの改善が必要である。

●基本施策1 基礎的、基本的学力の習得

○目指す姿

児童生徒が基礎的、基本的な学力を着実に身につけ、思考力・判断力など、社会で活躍するための力を伸ばしていく。

【取組指針】

児童生徒が、基礎的、基本的な知識や技能を着実に習得するためには、自ら学習の見通しをもって、学習習慣を身につけることが大切です。

また、基礎的、基本的な知識や技能を活用して、自ら学び、考え、主体的に判断するなど、すべての子どもが学ぶことの楽しさや大切さに気づくように授業法を工夫し、学力向上につなげていきます。

現状の把握（法改正、市民ニーズなど）

学習指導要領が全面実施され、「主体的・対話的で深い学び」の実現のために、各校で様々な取り組みが行われている。その中で基礎的、基本的な学力の確実な習得を図る授業も取り組んでいる。また、基礎的、基本的な学力の定着については児童生徒の保護者をはじめ、市民からの要望の声も高い。

令和5年度の事業実績

各校において基礎的・基本的な学力の向上が学校運営の基本方針に据えられ様々な手立てがなされている。また、児童生徒全員が分かる授業を目指し、タブレット端末を用いた個別最適な学びが徐々に進められている。また、班や学級で交流し、考えを深めたり広げたりする場面を設ける等、授業の工夫がなされている。

令和5年度の事業評価

学習指導要領にある「主体的・対話的で深い学び」の実現、そして「社会で活躍するための力」の習得に向け、より一層教員の意識向上・力量向上を図る必要がある。

令和5年度の評定

☆☆

①評価指標（AP13 頁）	実績値 （平成27年度）	中間実績値 （令和2年度）	目標値 （令和7年度）
「授業の内容がよく分かる」と回答した児童生徒の割合 学校教育課指導係	小6：76.3% 中3：70.5%	小6：84.0% 中3：72.0%	小6：90.0% 中3：80.0%

実績値根拠

各学校の学校評価における児童生徒アンケートからの実績値

目標値根拠

平成27年度の実績値から中間実績にかけて着実に上昇している。目標値はそこからさらに高い目標を掲げているが、それを目標値にすることにより、教員の授業力向上の意識をより高める

こともできると考える。小学校と中学校の目標値の差は学習内容の難度や学習量を考慮して設定した。

実績値（令和５年度）

小６：85.8%

中３：76.0%

令和５年度の実績値根拠

各学校の学校評価における児童生徒アンケートからの実績値

今後の方策等

児童生徒が見通しをもって学習に取り組める環境を整え、基礎的・基本的学力の習得をより一層重視した授業研究・実践に力を入れていく。さらに獲得した知識や技能を活用する場を意図的に設けることで、思考力・判断力の向上を図る。

瀬戸市教育アクションプラン推進会議委員の意見・提言

- 令和４年に瀬戸市子どもの権利条例が施行された。基礎的・基本的学力を習得する場は、子どもの権利（安全に安心して生きる権利、自分らしく生きる権利、主体的に参加する権利、のびのびと豊かに育つ権利）が保障されている場、また、それを目指していることが伝わる場であることが大前提であろう。授業を始め、学校生活を考える指標としたい。
- 基礎的・基本的な学力の定着のための授業や、獲得した知識や技能を活用する場を意図的に設ける授業が行われていることがアンケート結果から伺われる。さらにより授業を行うために、指導方法の工夫など教職員の力量向上に期待したい。そのためには、教職員の授業研究する時間を十分確保する取り組みをお願いしたい。

●基本施策2 学んだことを生かす教育活動の推進

○目指す姿

課題の発見、解決に向け、他者との協働しながら自分の考えを深め、まとめるといった学習を通して、児童生徒の「主体的・対話的で深い学び」ができている。

【取組指針】

児童生徒が、基礎的、基本的な知識や技能を習得するとともに、様々な体験活動において、一人ひとりが自ら課題を見つけ、問題を解決することを通じて基礎力・思考力・実践力などを身につけるため、社会とつながる教育課程を編成し、主体的に課題を探究する学習を推進します。

また、※²⁰ 全国学力・学習状況調査や標準学力検査等の結果を踏まえた指導方法の工夫改善や一人ひとりの学習状況に応じた指導をはじめ、「※¹² 少人数指導授業」や「※²⁶ ティーム・ティーチング」を充実します。

さらに、※¹ ICT を活用し、学習内容を分かりやすく説明することにより、子どもの学習への興味や関心を高めるとともに、※¹³ 情報活用能力（情報リテラシー）を育成します。

現状の把握（法改正、市民ニーズなど）

生きて働く知識・技能を習得し、未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等の育成が求められている。「主体的・対話的で深い学び」の実現のために個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実することが望まれている。

令和5年度の事業実績

各中学校ブロックでの「※¹¹ 小中一貫教育」の取り組みが進み、「協働型課題解決能力の育成」を目指した授業改善が進んでいる。授業では、ICT 機器を活用して、子どもたちが協働して学びを深める様子が見られた。子どもたち一人ひとりに Google アカウントを設定し、一人一台端末をより使いやすくなる環境が整いつつある。

令和5年度の事業評価

「小中一貫教育」では、※³⁷ セト・ティーチャーズ・アカデミーにて各中学校ブロックがそれぞれのブロックで共有する課題について検討を行った。

授業形態では、画一的な一斉授業から、隣同士や、グループで話し合う時間を設けている学校が増えている。自分の考えを深めたり、広げたりする授業の質の向上が今後も必要である。

ICT に関しては、ICT 支援員を全校に配置し、ICT 機器を効果的に授業等で活用できるよう取り組み、主体的・対話的で深い学びに寄与することができた。

令和5年度の評定

☆☆

①評価指標（AP 15 頁）	実績値 （平成 27 年度）	中間実績値 （令和元年度）	目標値 （令和 7 年度）
「学級の友達との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができている」と回答した児童生徒の割合 学校教育課指導係	小 6：64.9% 中 3：65.0%	小 6：71.0% 中 3：68.6%	小 6：90.0% 中 3：90.0%
実績値根拠 H27 年度実施 ※20 全国学力・学習状況調査 児童質問紙、生徒質問紙の回答による。			
目標値根拠 H26 は小 712 人（60.5%）中 714 人（60.7%） H27 は小 751 人（64.9%）中 680 人（65.0%） ここ 1 年で、4%以上増加した。※2 アクティブ・ラーニングの浸透により、指標にもあるような効果的な話し合い活動が、現状より広く行われると考えられる。			
実績値（令和 5 年度）			
小 6：78.3% 中 3：77.2%			
令和 5 年度の実績値根拠 令和 5 年度全国学力・学習状況調査児童・生徒質問紙			
②評価指標（AP 15 頁）	実績値 （平成 27 年度）	中間実績値 （令和 2 年度）	目標値 （令和 7 年度）
「学校でコンピュータなどの※1 ICT 機器を他の友達と意見を交換したり調べたりするために週 1 回以上使う」と回答した児童生徒の割合 学校教育課指導係	—	—	小 6：100% 中 3：100%
実績値根拠 —			
目標値根拠 瀬戸市教育アクションプラン中間見直しを経て、調査項目を新設。※8 GIGA スクール構想のもと、主にタブレット端末を用いた授業を推進・定着を図っていくことを目指すため、100%とする。			
実績値（令和 5 年度）			
小 6：86.6% 中 3：87.1%			

令和 5 年度の実績値根拠

令和 5 年度^{※20} 全国学力・学習状況調査 児童・生徒質問紙

今後の方策等

個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を行うことで、「主体的・対話的で深い学び」に向けた授業改善に向け、教員研修のさらなる充実や各校の積極的な^{※34} 現職教育を進める。令和 5 年度に引き続いて「せと授業リーダー研修」を導入し、各校の授業改善や授業力量向上を担う教員のリーダーを養成することで、さらなる授業改善につなげていく。

瀬戸市教育アクションプラン推進会議委員の意見・提言

- 「主体的・対話的で深い学び」を実現するためには、^{※1}ICT を適切に活用しながら対話を深めることは有意義である。ICT を活用して各自に考え方や他の子どもの考え方を比較して、交流を深めることを可能にする。令和 5 年度の実績値から小中学校ともに比較的高く評価されていることから、その成果が期待できる。今後の学習指導においては^{※2}アクティブ・ラーニングの有効性を、教科ごとで評価するなどを検討し、小中学校での教科ごとでの実績値を高めることへ展開を望む。
- 「もっとも大切なボランティアは自分自身が一生懸命に生きることです。懸命に生きるからこそ命の尊さを知り人の痛みや悲しみも伝わってくるのです。」これは、愛知万博で見た池間哲郎（カメラマン）の言葉。私を始め、すべての大人が、子どもが学んだことを生かしている姿を見逃さないために忘れてはならないことを教えてくれる。

●基本施策3 教職員の教育力の向上

○目指す姿

教職員が使命感にあふれ、子どもたちを的確に導くことができる力を身につけている。

【取組指針】

児童生徒の確かな学力の定着と向上のため、教職員に対して研修を計画的かつ体系的に実施し、教員の指導力及び資質の向上を図ります。また、普段から分かりやすい授業づくりを研究し、授業力を高めるとともに、教員が子どもと向き合う時間が確保できるよう努めます。

さらに、複雑化・高度化する社会の変化に伴う様々な教育的課題に対応するため、教職員が目標と情報を共有し、一致協力して教育活動を展開します。

現状の把握（法改正、市民ニーズなど）

社会の急速な発展と変化に伴い、現代的な教育課題を含めた様々な課題が山積する中、教職員一人ひとりが自らの使命をしっかりと認識し、学校の信頼感をより確かなものにしていくことは不可欠である。学校教育を取り巻く環境の変化を前向きに受け止め、教職生涯を通じて学び続け、子ども一人ひとりの可能性を最大限に引き出し、主体的な学びを支援する伴走者となることが求められている。

令和5年度の事業実績

初任者研修、5・10年目経験者のための中堅教諭資質向上研修といった法定基本研修のほか、※³⁷セト・ティーチャーズ・アカデミーにおける悉皆研修、※¹ICT研修、Q-U研修などの市独自の研修会を開催した。令和5年度より「せと授業リーダー研修」を新たに開催し、協働型課題解決能力の育成を目指す授業を研究し、その内容を勤務校で共有する取り組みを実施した。

令和5年度の事業評価

教員のニーズ、そして時代のニーズにあった研修となるよう、内容を工夫したり、新規に立ち上げたりするなど改善を進めた。また、教科ごとの研究会を中心とした研修会も積極的に開催され、力量向上の一助となった。

令和5年度の評定

☆☆

①評価指標（AP 17 頁）	実績値 （平成 27 年度）	中間実績値 （令和元年度）	目標値 （令和7年度）
「教職員は、校内外の研修や研究会に参加し、その成果を教育活動に積極的に反映させている。」と答えた学校の割合 学校教育課指導係	小学校：95.0% 中学校：87.5%	小学校：95.0% 中学校：85.7%	小学校：100% 中学校：100%

実績値根拠

※20 全国学力・学習状況調査 学校質問紙

目標値根拠

児童生徒の確かな学力の向上のためには、教職員が積極的に校内外の各種研修に参加し、自身の力量を高め、それを指導に生かすことが重要であるため、本指標を設定するとともに目標値は100%とする。

実績値（令和5年度）

小学校：81.3%

中学校：62.5%

令和5年度の実績値根拠

令和5年度全国学力・学習状況調査 学校質問紙

※令和5年度の学校質問紙において、質問の文言に変更があったため、「授業研究や事例研究等、実践的な研修を行っている。」と答えた学校の割合を示している。

今後の方策等

社会の動向を見据えながら、不易と流行を見極め、揺るぎない教育理念のもと、子どもたちと正面から向き合う教育活動が展開できるよう、内容の充実や精選に努める。

また、働き方改革の観点からも、研修の回数や内容を精選するなど見直しを継続し、研修内容の質的向上を図るとともに、※35 OJT が機能する各校の※34 現職教育のあり方を確立し、新たな研修制度に基づいた教職員の教育力の向上を図る。

瀬戸市教育アクションプラン推進会議委員の意見・提言

○教職員が、児童生徒の確かな学力の向上を図るために、教材の研究や授業の研究改善に努めることは必要不可欠であり、教員間の研修は校外のみならず校内でも熱心に実施されている。令和5年度の実績値では中学校教員の方が62.5%とやや低いが、教科担任として各自の教科の範囲内でとどまっていると考えられる。中学校教育においては教科の枠を超えた研修を実施することで、他教科の学習指導などの方法が担当教科の授業改善のヒントになることもあるので、学校内外での研修で教科を超えた議論が必要であると考えられる。

○教育力の向上のためには、やはり教材研究や授業研究を行う時間を生み出す必要がある。研修の回数や内容の精選以外にも、瀬戸市として学習支援員や学習サポーターなど増員されてきている。今後も教職員の時間を生み出す施策を期待したい。

●基本施策4 いのちを大切にする教育の推進

○目指す姿

自己肯定感や他人を思いやる心、いのちを尊重する心、規範意識が育まれている。

【取組指針】

いのちが、かけがえのないものであることを理解し、自分や他者のいのちを尊重する態度を育みます。そのため、道徳科を中心にあらゆる教育活動を通して、いのちの大切さを考える機会を設けるとともに、子どもが自分を大切に思う自己肯定感を育みます。

また、人権教育を通して互いの人権を尊重し合う心を育てるとともに、学校・家庭・地域が手を携え、子どもを見守る意識を高めていきます。

現状の把握（法改正、市民ニーズなど）

道徳の教科化から数年が経過し、これまでの研修と授業を照らし合わせ、さらなる指導方法の工夫と質的な向上が望まれる。

令和5年度の事業実績

初任者を対象に道徳教育研修を開催し、また、※38 ストップモーション方式による模擬授業とグループワークを行い、効果的な発問の仕方や評価の仕方について学び合う場を設けた。また、道徳教育推進教師連絡会を開催し、※11 小中一貫教育の視点から学校教育全体を通じた取り組みについて研修や指導体制の充実に努めた。各中学校ブロックの現状と道徳の重点目標を共有し、連携を深めることができた。

令和5年度の事業評価

道徳教育推進教師を中心に各校で指導体制を整え、道徳科の授業が改善されてきた。研修を行う際に、中学校ブロックごとに重点目標を確認する場を設けたことが小中一貫した指導の推進につながった。また、中堅経験者から指導や教材の工夫やについて伝える場を設けたことで若い教員をスキルアップさせることができた。

令和5年度の評定

☆☆

① 評価指標（AP 19頁）	実績値 （平成27年度）	中間実績値 （令和元年度）	目標値 （令和7年度）
「自分には良いところがある と思う」と回答した児童生徒 の割合 学校教育課指導係	小6：75.7% 中3：68.9%	小6：83.1% 中3：78.2%	小6：90.0% 中3：85.0%
実績値根拠 H27年度実施 ※20 全国学力・学習状況調査 児童質問紙、生徒質問紙の回答による。			
目標値根拠 H25は小971人（78.9%）中760人（66.5%）			

H26は小907人(77.1%)中832人(70.7%)

H27は小876人(75.7%)中721人(68.9%)

ここ3年間はほぼ横ばいだが、今後、さらに自己肯定感を高める必要がある。+10%程度と考えた。

実績値(令和5年度)

小6:81.2%

中3:81.8%

令和5年度の実績値根拠

令和5年度^{※20}全国学力・学習状況調査 児童・生徒質問紙

②評価指標(AP 19頁)	実績値 (平成27年度)	中間実績値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
「人の役に立つ人間になりたい」と回答した児童生徒の割合 学校教育課指導係	—	小6:94.5% 中3:92.3%	小6:100% 中3:100%

実績値根拠

全国学力・学習状況調査 児童・生徒質問紙

目標値根拠

自分だけでなく、他者を尊重することの指標がこれまでなかったため追加するとともに、世の中に貢献しようとする児童生徒をできる限り多く増やしたいということから目標値を100%とする。

実績値(令和5年度)

小6:95.6%

中3:93.0%

令和5年度の実績値根拠

令和5年度全国学力・学習状況調査 児童生徒質問紙

今後の方策等

瀬戸市の道徳教育推進教師を中心に、授業の工夫や学校教育全体での取り組みをさらに進め、児童生徒が学校や地域等で活躍できる場があり、自己肯定感や自己有用感を高められるような手立てを、今後も模索していく。また、自分だけでなく他人と関わる事を通して、お互いを認め合える児童生徒の育成に努める。

瀬戸市教育アクションプラン推進会議委員の意見・提言

〇道徳教育を中心とした指導体制が整い、道徳科の授業が改善されてきたことで、今後の成果が期待できる。また、学校では性教育、SST(ソーシャルスキルトレーニング)、健康教育、^{※9}キャリア教育など様々な教育活動を通してより具体的な取り組みが行われていることにも着目したい。

○自己評価を高めることが、目指す姿に近づくために大切である。

「強み＝良いところ」だけでなく、弱みも含めた自己を肯定できてこそ、自己評価は高まると考える。自己評価を高めるための社会的基盤として、多様性 ―さまざまな思いや考え― を受け入れられる学校・地域づくりが必要と考える。

役立つ人材になりたい思いは小中とも90%以上と高い水準である。その思い＝人に役立つことができる ―やれた・できたが味わえる― 場を、身近な場所に提供することで自己評価を高めたい。

●基本施策 5 いじめや問題行動への対応の充実

○目指す姿

いじめのない学校づくりが実践されているとともに、いじめなどの芽を小さなうちに発見し解決する手だてが図られている。

【取組指針】

いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こり得るものとして、対症療法ではなく、学校、保護者、地域、関係機関と連携を図りながら、いじめを許さない環境づくりと未然防止に努めるため、「※¹⁸ 瀬戸市いじめ防止基本方針」の徹底を図ります。

また、※¹⁵ スクールカウンセラー（SC）による教育相談や教職員へのカウンセリング研修会、※⁶ 学級集団アセスメント（Q-U）などを実施し、悩んでいる子どもの僅かな心の変化に気づき、いじめの撲滅に向けた取り組みを強化していきます。

現状の把握（法改正、市民ニーズなど）

学校は子ども、保護者にとって、「安心で認められる場所」であることが大切である。そのためにも教職員が子どもたちの良さを見つけ、さらには子どもたちがお互いの良さに気づく指導を通して、その雰囲気作りに努めている。また、道徳科や学級活動をはじめとする学校教育活動全体を通して、よりよい人間関係の構築に取り組んでいる。

令和 5 年度の事業実績

各校のいじめ・不登校対策担当を中心に、スクールカウンセラー（SC）や※¹⁷ スクールソーシャルワーカー（SSWer）と定期的に情報交換を行っている。また、中学校ブロックごとに情報交換を行うことで、小中連携の強化につながっている。

教育相談や学級集団アセスメント（Q-U）（小学 4 年生から中学 3 年生まで）などを活用し、心の悩みなどの早期発見に努めている。

令和 5 年度の事業評価

学級担任だけでなく、全教職員、地域、SC、SSWer が一丸となって子どもたちを見守っていくという体制が整いつつあり、SSWer の正規（常勤）雇用や SC の拡充配置により体制強化に努めた。引き続き、中学校ブロックで研修を行ったり、情報交換を行ったりするなど、小中の連携を密にした取り組みを進めるとともに、正しい価値観を身に付けさせ、未然防止に力点を置き、道徳科や学級活動をはじめとする学校教育活動全体を通して、お互いを認めあう集団作りを目指す。

令和 5 年度の評定

☆☆

① 評価指標（AP 21頁）	実績値 （平成27年度）	中間実績値 （令和元年度）	目標値 （令和7年度）
「いじめは、どんな理由があっても いけないことだと思う」と回答した 児童生徒の割合 学校教育課指導係	小6：96.3% 中3：91.7%	小6：97.3% 中3：93.2%	小6：100% 中3：100%
実績値根拠 H27年度実施 ※20 全国学力・学習状況調査 児童質問紙、生徒質問紙の回答による。			
目標値根拠 H25は小1,182人（96.1%）中1,060人（92.7%） H26は小1,113人（94.7%）中1,107人（94.1%） H27は小1,114人（96.3%）中959人（91.7%） いじめゼロをめざす。			
実績値（令和5年度）			
小6：95.8% 中3：94.4%			
令和5年度の実績値根拠 令和5年度全国学力・学習状況調査 児童・生徒質問紙			

今後の方策等 小中の連携や情報交換を強化すると共に、子どもたちが生活する基盤となる学級が安心していられる場所となるよう、教育相談や※6学級集団アセスメント（Q-U）を活用し、心の悩みなどの早期発見に努めていく。同時に教員研修等を継続・充実させていく。さらに、※27 適応指導教室、せと“ここ”ほっとルーム、SC、SSWerと連携した取り組みが進められるような体制づくりを行っていく。また、SSWerの正規（常勤）化についても引き続き進めていく。
--

瀬戸市教育アクションプラン推進会議委員の意見・提言 ○学校生活もほぼコロナ前と同様の生活様式になったが、影響が後々でてくる可能性がある。ストレスはいじめにつながりやすいので引き続き注視してもらいたい。 ○未然防止に向けた見守り意識の醸成や学級集団アセスメントなど早期発見への取り組みが大切だと思うので、引き続き注力していただきたい。 実際の「いじめ事例」や学級集団アセスメントで得られた事例は、市内各校で貴重な知見として共有してこれから活かしていく工夫をお願いしたい。
--

●基本施策6 不登校児童生徒への対応の充実

○目指す姿

不登校児童生徒を生まない学校づくりが実践されているとともに、不登校児童生徒に対し、その状況や状態に合わせて適切な支援をしている。

【取組指針】

不登校を未然に防ぐための取り組みを進めるとともに、不登校児童生徒の早期発見・対応を心がけ、不登校児童生徒を生まない学校づくりのため、^{※15} スクールカウンセラー（SC）、^{※17} スクールソーシャルワーカー（SSWer）や関係機関などとの連携を強化します。また、不登校児童生徒の居場所として「^{※27} 適応指導教室（オアシス21）」において「学校復帰」、「義務教育終了後の進路決定」、「社会的自立」をめざした指導を行います。

現状の把握（法改正、市民ニーズなど）

不登校児童生徒数は全国的にも高水準で推移しており、その対策は喫緊の課題である。また、文部科学省等も不登校対策に方策を示している。

令和5年度の事業実績

いじめ・不登校対策推進協議会、連絡会において不登校対策についての共通理解を図り、各校において一人ひとりを大切にしたい指導を行っている。また、小中の連携に加え、保育園、幼稚園との情報交換も実施。令和5年度は4中学校内に、子ども一人一人の個性を大切に、子どもが安心して居心地よく過ごせる「こどもまんなか」の居場所として『せと“ここ”ほっとルーム』を開設した。また、適応指導教室、せと“ここ”ほっとルームやSC、SSWerとの協力などを通し不登校対策に取り組んでいる。現状把握と今後の対策を検討するため、不登校のきっかけ、背景、学習機会や支援のあり方に関する実態調査を実施した。

令和5年度の事業評価

不登校児童生徒数の増加に歯止めがかかっていない。特に小学生の増加が目立っている。SCについては、令和4年度に引き続き拡充配置し、心のケアに努めた。今年度行った実態調査の分析を踏まえ、様々な視点からの対策が必要である。

令和5年度の評定

☆☆

① 評価指標（AP 22頁）	実績値 （平成27年度）	中間実績値 （令和元年度）	目標値 （令和7年度）
「学校に行くのは楽しいと思う」と回答した児童生徒の割合 学校教育課指導係	小6：88.0% 中3：82.4%	小6：85.3% 中3：82.2%	小6：95.0% 中3：90.0%
実績値根拠 ^{※20} 全国学力・学習状況調査 児童・生徒質問紙			

目標値根拠

学校に行くことに肯定的な気持ちを抱くことが、不登校児童生徒数に一定程度の歯止めがかかると考えられることから本指標を選定し、目標値についてはアクションプラン策定時の実績に鑑みて設定した。

実績値（令和５年度）

小６：86.8%

中３：81.1%

令和５年度の実績値根拠

令和５年度^{※20}全国学力・学習状況調査 児童・生徒質問紙

②評価指標（AP 22頁）	実績値 （平成27年度）	中間実績値 （令和元年度）	目標値 （令和7年度）
不登校児童生徒出現率 学校教育課指導係	小学校：0.7% 中学校：4.2%	小学校：1.2% 中学校：5.0%	小学校：0.6% 中学校：3.5%

実績値根拠

不登校状況調査における数値

目標値根拠

小学校児童数は7,156人、不登校児童数は50人

0.7%→0.6%の差の実数は約7人 不登校児童数の14%

中学校生徒数は3,578人、不登校児童生徒数は150人

4.2%→3.5%の差の実数は約25人 不登校児童生徒数の16%

不登校児童生徒の現状から、約15%減が目標値として望ましい。

実績値（令和５年度）

小学校：2.5%

中学校：7.9%

令和５年度の実績値根拠

令和５年度不登校児童生徒の状況調査

今後の方策等

『せと“ここ”ほっとルーム』の全7中学校内への拡充設置を進めるとともに、^{※15}SCの拡充配置やSSWerの正規（常勤）化を進め、^{※27}適応指導教室などとの連携を強化していく。また、教員と子どもたちとの良好な人間関係の構築、そして、子どもたちの一番の生活基盤となる学級、家庭のあり方を見つめる機会を積極的に取り入れていく。予防の重要性に鑑み、^{※6}学級集団アセスメント調査（Q-U）の結果を分析し、子どもたちにとって居心地のよい学級づくりを目指す。子ども・家庭への支援体制を強化するとともに、不登校に関する実態調査の結果を踏まえ、校内で子どもたちにとって居心地のよい場のあり方を検討していく。

瀬戸市教育アクションプラン推進会議委員の意見・提言

○学校内の取り組みだけでは不十分である。保護者が必要なのは学校外での学びの場の情報、安心して話せるつながりの場である。そこに対する手立てをうつべきである。

○※²⁷ オアシス21への通室生のうち、「学校へ行けない児童生徒」ではなく「学校へ行かない児童生徒」が増加傾向にあると感じる。

教育の多様化が進む中、今後は学校復帰に拘らず、「社会的自立」を目標に、個々のニーズに合わせさまざまな支援機関が教育を進める必要があると考える。また、個々の特性を早期に把握し安心して学べる場を提供する必要がある。

不登校傾向のある児童生徒を生み出さないための方策について、心のケアからのアプローチ ―SC・SSWer等の配置― や学校に来るのをためらう児童生徒への配慮 ―居場所づくりや居場所の提供― は充実したが、それ以上に大切にすべきはさまざまな思いを抱えながらも今学校に通っている児童生徒である。彼らが気兼ねなく休息できる時と空間の配置がハードとソフトの両面から充実されることを望む。

●基本施策7 文化芸術活動の支援や文化財の保存・活用

○目指す姿

暮らしの中に文化や芸術がいきいきと息づき、人々の豊かな感性が育まれるとともに、そこに活力や賑わいが生まれている。

【取組指針】

本市では、文化センターを中心として、瀬戸蔵ミュージアム、新世紀工芸館、瀬戸染付工芸館、ノベルティ・こども創造館などの文化施設において、市民が優れた文化芸術に触れ、その創造性や表現力に浸ることで、豊かな感性や情操を醸成しています。今後も市民が優れた文化芸術に触れ、学び、体験できる機会の充実を図ります。

また、市史編さんや遺跡の発掘調査などを通じて、文化財の調査・研究を行い、瀬戸の歴史と文化を継承するための活動を実施していきます。

現状の把握（法改正、市民ニーズなど）

本市では、公益財団法人瀬戸市文化振興財団と共に、文化センターにおいてはホールや美術館における舞台・美術品鑑賞の機会を提供するのみならず、瀬戸市文化協会への支援を行うなど、市民による文化芸術活動を促進している。また、瀬戸蔵ミュージアムなどの文化施設において市民が文化芸術に気軽に触れられる場を設けている。

また、文化財行政を進めるための基本的な構想となる歴史文化基本構想を平成28年度に策定し、その推進事業を行っている。指定・登録文化財を保護し、新規案件の指定・登録に向けた調査を行っている。

令和5年度の事業実績

本市の文化振興及び文化財の保護普及を図り、地域の文化向上に寄与するため、公益財団法人瀬戸市文化振興財団に補助金を交付した。その補助金によって運営している文化施設の利用者・来館者は文化センター164,399人、瀬戸蔵ミュージアム47,511人だった。

また、瀬戸市文化協会の所属団体が行う講座や発表会等の活動に対し、会場使用料及び附属設備使用料の減免を行うなど、団体の側面的な支援を行っている。当該年度は、会員による事業は53件行われ、夏休みに実施している子どもを対象とした「文化体験講座」には211人が参加した。

文化財保存活用については、歴史文化基本構想に基づき、本年度は、①市内各地域の歴史文化に詳しい市民による「せとモノがたりの会」と協働により堂宇をテーマに市内8か所に文化財看板を設置し、市民自らが解説者となり公開事業を実施した。②普及啓発事業(歴史文化をめぐるまちめぐり事業)として、6回の「せと歴(せとの歴史と文化財を知る見学会)」を企画・実施し合計224名の参加者を得た。

令和5年度の事業評価

文化ホール公演事業では、様々な世代の方に文化センターで公演を楽しんでもらうため、声優朗読劇やジブリジャズによるファミリー向けコンサート等を計画した。

宝くじ文化公演事業として、「森麻季&小柳ゆき スペシャルライブ」を開催し、宝く

じによる助成で安価な入場料にできたこともあり、非常に多くの方に文化ホールでの公演に参加する機会を提供することができた。

ファミリー向けコンサートとしてジブリジャズコンサートを開催し、授乳室の設置等や途中入退席を自由にする等、参加しやすい環境づくりをしたことにより、家族連れに音楽を身近に楽しむ機会を提供した。

声優朗読劇では、定光寺の源敬公廟等で瀬戸市との関わりがある尾張藩初代藩主の徳川義直を題材とした物語を企画し、当日ロビーで出演者の紹介や徳川義直と瀬戸との関わりについてのパネル展示を行い、多くの方に興味を持ってもらえる機会を提供した。

美術館では、様々な特別展、企画展を開催した。

せと陶祖まつりに合わせて開催するせとものフェスタ 2023 では、特別展「収集された海外の陶磁器」として、国立研究開発法人産業技術総合研究所中部センターに残された海外のやきものを展示した。また、第4回瀬戸・藤四郎トリエンナーレでグランプリを受賞した赤平史香氏の個展を開催した。

また、特別展「瀬戸市美術館収蔵 北川民次コレクション全員集合！」では、当館が所蔵する北川民次の作品すべてを一堂に展示し、併せて北川民次のアトリエを特別公開した。

次に、特別展「瀬戸染付開発の嫡流一大松家と古狭間家を中心に一」では、磁祖加藤民吉没後 200 年のプレ事業として、瀬戸の磁器開発を主に担った大松家と古狭間家に着目した展覧会を実施し、民吉の偉業を皆様に知っていただく機会となった。

そして、特別企画展「瀬戸ノベルティの至高」では、瀬戸ノベルティを代表するメーカーである丸山陶器が製作したノベルティを一堂に展示し、ノベルティづくりの歴史や技を紹介した。

企画展「中谷聡石彫展」では、愛知県立芸術大学教授である中谷聡氏の石彫作品を展示しました。企画展「瀬戸の近代陶磁」では、瀬戸蔵ミュージアムが所蔵するやきもののうち明治期につくられたものを中心に展示した。

特別展「加藤英水彩画展」では、瀬戸市にアトリエを構える加藤英氏の水彩画を展示した。

また、これらの展示に、より関心を持っていただくための関連事業として、ギャラリートークやワークショップなどを実施した。

文化財保存活用的一面では、文化財公開事業として①「せとモノがたりの会」との協働により埋もれていた歴史文化の地域調査を行い、瀬戸市域の文化遺産情報について文化財看板を市内8か所設置し発信を行うことができ、今後の展開に有効であると考えられる。また、②令和5年度「せと歴」事業は、間近に文化遺産を解説付きで見学できるため、参加者から高評価を得ることができた。

令和5年度の評定

☆☆☆

① 評価指標（AP 23 頁）	実績値 （平成 26 年度）	中間実績値 （令和 2 年度）	目標値 （令和 7 年度）					
瀬戸市文化協会会員による事業 件数 文化課	57 件	23 件	65 件					
実績値根拠								
第 5 次瀬戸市総合計画において、「自主的な文化活動に取り組んでいる市民が増えている」の 成果目標として「瀬戸市文化協会会員による事業件数」を挙げている。 近年 9 年間の「瀬戸市文化協会会員による事業件数」実績を見ると、下表のとおりである。								
H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
56	61	57	59	53	59	54	55	57
目標値根拠								
第 5 次瀬戸市総合計画における平成 27 年度の「瀬戸市文化協会会員による事業件数」の目 標値は「65 件」としているが、上表のように、平成 26 年度までの実績値をみるとこの目標 値を達成することは難しい状況である。そのため、今後 10 年間をかけ、引き続き「目標値 65 件」を目指すこととする。								
実績値（令和 5 年度）								
53 件								
令和 5 年度の実績値根拠								
令和 6 年度瀬戸市文化協会総会の資料「令和 5 年度事業実績報告書」による。令和 4 年度と比較して 14 件増加した。								
② 評価指標（AP 22 頁）	実績値 （平成 27 年度）	中間実績値 （令和 2 年度）	目標値 （令和 7 年度）					
指定・登録文化財の件数 文化課	73 件	80 件	84 件					
実績値根拠								
平成 27 年度時点で既に 2 件の国指定追加意見具申検討案件（平安時代窯跡 1・近世窯跡 1）があるため、平成 28・29 年度には 75 件を目標にしている。								
目標値根拠								
その後、2 年に 1 件のペースで指定・登録文化財を増加させることを目標に令和 7 年度まで にさらに 4 件を加え 79 件を目標に掲げた。								
実績値（令和 5 年度）								
83 件								
令和 5 年度の実績値根拠								
指定文化財 78 件（国指定 12 件（内 2 件は瀬戸窯跡として 1 件にまとめられてい る）・県指定 11 件・市指定 55 件）、登録文化財 5 件（国登録 4 件（内 1 件（旧山繁商店 建造物群）は 9 棟）の建造物を含む）県登録 1 件）。令和 6 年 3 月に大目神社本殿が国登録 文化財となり 1 件増となっている。								

今後の方策等

今後もより多くの市民が質の高い芸術文化に触れる機会を創出するため、公益財団法人瀬戸市文化振興財団に対して補助金を交付していく。そして、補助金で運営する各文化施設において、市民のニーズを取り入れながら事業を開催するとともに、より多くの市民に来場していただけるように、多方面にわたるPRを実施していきたい。

また、本市の文化振興のため、市民文化の受け皿としての瀬戸市文化協会の役割は重要であり、行政として今後とも支援していく必要がある。引き続き各種事業の積極的な開催や、各団体の自主的活動の活性化を促し、組織の強化、会員の拡大を図りたい。

瀬戸の歴史と文化財を継承するための活動については、平成28年度に策定した歴史文化基本構想に則り、文化財の総合的把握を進め、市民との価値の共有化を図り、文化財の適切な保存管理を行い、積極的な活用を目指す。

瀬戸市教育アクションプラン推進会議委員の意見・提言

○公民館等を会場に、地域の郷土史家や愛好家を講師とした歴史講座が開かれている。

講座からは、参加者が講座を楽しんだり地域に思いをよせたりする姿が伝わり、一人一人が歴史の主人公であり当事者であることを感じさせる講座になっていると思う。

ますますの充実を願っている。

かつての瀬戸市の様子が、市ホームページの「瀬戸市文化遺産・観光写真」で紹介されている。瀬戸の歴史には名前が残っていない当時の人々の生活が伝わるだけでなく、市民一人ひとりが「なぜ、瀬戸がこうなったのか？」を考える大きな手がかりになっているように思う。ホームページを担当された方の尽力に感謝したい。

○瀬戸市にはやきもの文化や、魅力的な文化施設がある。親子が無料で文化芸術に触れることができるような事業があると良いのではないかな。

「せとモノがたりの会」と協働した公開事業や「せと歴（せとの歴史と文化財を知る見学会）」など魅力的な企画はとても興味深い。企画を幅広く広報して欲しい。

●基本施策8 図書館サービスの充実

○目指す姿

市民がくつろぎの空間の中で、自ら学ぶことができ、暮らしに役立つ情報を享受し、市民の学びと交流の場となっている。

【取組指針】

図書館では、本館、パーティセと情報ライブラリー及び※²⁴ 地域図書館がそれぞれ機能と役割を分担し、連携して全体で図書館サービスを行っています。

また、地域情報の収集、蓄積及び発信など、図書館の情報活動を支える市民サポーターを育成し、市民と協働で行う図書館運営を目指します。

さらに、より良い図書館の環境を構築していくために、施設整備のほか、図書館ネットワークや電子書籍の充実を図っていきます。

現状の把握（法改正、市民ニーズなど）

現在の施設を継続利用するに当たり、令和3年3月に策定した「図書館利活用計画」に基づき、「大人がゆっくり楽しめる。子どもも一緒に楽しめる。」をコンセプトとした利用しやすい施設とするため本館を改修予定。本館と分館的機能を持つ情報ライブラリーと地域図書館（7館）の特性を生かしながら機能分担し、連携しながら全体で図書館サービスを行っていく。

令和5年度の事業実績

【電子図書館システム】

- ・電子書籍の総貸出冊数
11,524 冊
- ・電子書籍購入数（R5.4.1～R 6.3.31）
1,048 タイトル
- ・セルフ貸出機（2台）
本館貸出利用者 99,023 人のうち 24,211 人がセルフ貸出機を利用（R5.4.1～R 6.3.31）
- ・図書館協議会、関係活動団体、子ども・若者などから図書館利活用計画に基づく図書館のあり方に関し、意見をいただく機会を設けた。

令和5年度の事業評価

- ・令和4年9月に再開した図書館内での読み聞かせはボランティアの協力を得ながら、149 回開催し延べ 1,520 人の親子の参加があった。
- ・図書館資料総貸出冊数は、604,886 冊（電子書籍含む）あった。
- ・本館芝生広場にキッチンカーの出店があった。キッチンカーの広報は図書館内の掲示や Facebook、Instagram を活用した。

令和5年度の評定

☆☆

① 評価指標 (AP 24頁)	実績値 (平成 27 年度)	中間実績値 (令和 2 年度)	目標値 (令和 7 年度)
図書館資料を借りたことのある市民の割合 (市民実利用率) 図書館	12.7%	10.2%	13.0%
実績値根拠 令和 2 年度の実利用者数 (令和 2 年度内に図書館を貸出利用した登録者数) 13,135 人 令和 3 年 4 月 1 日現在の人口 129,096 人 $13,135 \text{ 人} \div 129,096 \text{ 人} = 0.1017$ 10.2%			
目標値根拠 図書館を利用 (貸出) した市民の割合 平成 27 年度 $16,666 \text{ 人} \div 131,269 \text{ 人} = 0.1269$ 12.7% 平成 28 年度 $17,067 \text{ 人} \div 130,676 \text{ 人} = 0.1306$ 13.0% 平成 29 年度 $16,600 \text{ 人} \div 130,298 \text{ 人} = 0.1274$ 12.7% 平成 30 年度 $16,248 \text{ 人} \div 129,900 \text{ 人} = 0.1250$ 12.5% 令和元年度 $15,992 \text{ 人} \div 129,550 \text{ 人} = 0.1234$ 12.3% 令和 2 年度末に策定した「瀬戸市立図書館利活用計画」に基づき、市民が利用する魅力ある図書館づくりを行うことで、図書館利用者の実質増を目指す。 過去 5 年間でのピーク時である平成 28 年度の数値を目標値とした。			
実績値 (令和 5 年度)			
11.3%			
令和 5 年度の実績値根拠			
令和 5 年度 $14,278 \text{ 人} \div 126,903 \text{ 人} = 0.1125$			
② 評価指標 (AP 24頁)	実績値 (平成 26 年度)	中間実績値 (令和 2 年度)	目標値 (令和 7 年度)
*24 地域図書館の来館者数 図書館	7,919 人	8,800 人	12,500 人
実績値根拠 各地域図書館の来館者数 7,919 人 ・品野台小学校 1,073 人 ・光陵中学校 1,633 人 ・西陵小学校 2,249 人 ・水野小学校 1,186 人 ・東山小学校 1,778 人			
目標値根拠 令和 7 年度までに地域図書館 3 館増 1 館平均 1,500 人で換算、3 館で 4,500 人 $7,919 \text{ 人} + 4,500 \text{ 人} = 12,419 \text{ 人} \rightarrow 12,500 \text{ 人}$			
実績値 (令和 5 年度)			
10,708 人			

令和5年度の実績値根拠

各※²⁴ 地域図書館の来館者数 10,708 人

- | | |
|-----------------|-----------------|
| ・品野台小学校 692 人 | ・光陵中学校 1,033 人 |
| ・西陵小学校 1,431 人 | ・水野小学校 1,285 人 |
| ・東山小学校 713 人 | ・幡山西小学校 1,610 人 |
| ・にじの丘学園 3,944 人 | |

今後の方策等

- ・本館、情報ライブラリー及び地域図書館において、今ある特性を生かし機能を分担し連携を行い、誰も取り残さない図書館サービスを行っていく。機能分担することで、蔵書があふれ、窮屈になった本館に余裕を持たせ、空間的な魅力を増すことで大人が一日滞在し、子どもも一緒に楽しめる図書館を目指す。
- ・地域・学校・関係機関との連携、ボランティア、サポーターとの協働等、多様な人材の参画による図書館運営により、地域の実状や利用者ニーズにそった図書館サービスの充実を図る。

瀬戸市教育アクションプラン推進会議委員の意見・提言

- 図書館の機能に対する要望は多岐にわたってきていると感じている。その中図書館本来の機能と娯楽性の機能の両立は難しかったと思う。芝生広場等を利用するなど工夫したことにより親子利用者から高評価の声があることを報告したい。
 - 地域図書館は、身近で気軽に利用できる図書館としてもっと有効活用をすすめたい。地域図書館の広報活動を工夫すると良いのではないか。
- 電子書籍の貸出冊数が昨年度より倍増している。利用者のニーズは様々なので、今後も電子図書館システムが充実するようにすすめていただきたい。

●基本施策9 規則正しい生活習慣の定着と健康の増進

○目指す姿

子どもたちが健やかな心身を育み、規則正しく、活力のある生活を送っている。

【取組指針】

生涯にわたって生き抜く力を育成するために、自らの健康に関心を持ち、健康の維持・向上や規則正しい生活習慣の定着に向け、健康教育の一層の充実を図り、心身の調和した発達を促します。

また、栄養教諭・学校栄養職員を中心として、※¹⁴食育をさらに推進するとともに、安全な学校給食の提供と※²⁵地産地消を推進していきます。

現状の把握（法改正、市民ニーズなど）

近年、社会環境、生活様式の変化により中高年の生活習慣病だけではなく、学童期から生活習慣の改善が必要な子どもが存在している。将来その子どもが、青年期、成人期と成長するにつれ、生活習慣病を引き起こし、医療を必要とし、日常生活に支障をきたすことが危惧される。そのため、学童期を対象にして生活習慣病対策に取り組むことで、家族を巻き込んで効果的に児童の現在及び将来にわたる生活習慣病を予防することにつなげることができると考える。

また、健康教育を充実させることにより、自ら課題を見つけ、健康に関する知識を理解し、主体的に健康問題解決のために行動できる子どもたちを育てなければならない。

令和5年度の事業実績

瀬戸市内の小学5年生1,108人の児童を対象に栄養調査を実施した。うち885人より回答を得た。回答のあった児童には、個別のフィードバックを返却し家庭でできる食生活改善の一助とした。【健康課】

養護教諭や保健主事の研修では、時代のニーズに即した内容を積極的に取り入れ、個々の能力を高めつつ、子どもたちの現状把握に努めた。また、学校教育全体を通じて食に関する教育について栄養教諭を中心に行っている。【学校教育課】

令和5年度の事業評価

調査票を配布した際に、「食事バランス王への道さんしょくチャレンジ」を推進しており、食事をバランスよく摂ることについての意識付けを行った。栄養調査結果については、個人へのフィードバックをし食育に資する資料提供をした。【健康課】

食育については、栄養教諭だけでなく全教職員が取り組むべきものであるが、教職員によって意識に差がある。そこで、食に関する活動や取り組みを市内全校に発信できるような環境を整備していく必要がある。【学校教育課】

令和5年度の評定

☆☆

① 価指標（AP 26頁）	実績値 （平成 27 年度）	中間実績値 （令和元年度）	目標値 （令和 7 年度）
「朝食を毎日食べている」と回答した児童生徒の割合 学校教育課指導係	小 6：96.6% 中 3：94.0%	小 6：96.2% 中 3：94.2%	小 6：98.0% 中 3：98.0%
実績値根拠 H27 年度実施 ※20 全国学力・学習状況調査 児童質問紙、生徒質問紙の回答による。			
目標値根拠 H25 は小 1,191 人（96.8%）中 1,082 人（94.6%） H26 は小 1,125 人（95.7%）中 1,108 人（94.2%） H27 は小 1,126 人（96.6%）中 983 人（94.0%） すでに高い割合となっているが、さらに子どもたちへの習慣化を図りたい。すべての子どもたちに、という思いがあるが、現状からこの目標値とした。			
実績値（令和 5 年度）			
小 6：97.0 % 中 3：91.8 %			
令和 5 年度の実績値根拠 令和 5 年度全国学力・学習状況調査 児童・生徒質問紙			
② 評価指標（AP 26頁）	実績値 （平成 27 年度）	中間実績値 （令和元年度）	目標値 （令和 7 年度）
「毎日、同じぐらいの時刻に寝ている」と回答した児童生徒の割合 学校教育課指導係	小 6：79.5% 中 3：71.3%	小 6：83.5% 中 3：75.7%	小 6：85.0% 中 3：75.0%
実績値根拠 H27 年度実施 全国学力・学習状況調査 児童質問紙、生徒質問紙の回答による。			
目標値根拠 H25 は小 936 人（76.1%）中 849 人（74.3%） H26 は小 886 人（75.4%）中 842 人（71.5%） H27 は小 927 人（79.5%）中 746 人（71.3%） 各家庭の考えが大きく影響するため、100%は厳しいが、さらなる定着を図りたい。現状から、+5%程度と考えた。			
実績値（令和 5 年度）			
小 6：81.6 % 中 3：79.2 %			
令和 5 年度の実績値根拠 令和 5 年度全国学力・学習状況調査 児童・生徒質問紙			

③評価指標（AP 26頁）	実績値 （平成 27 年度）	中間実績値 （令和 2 年度）	目標値 （令和 7 年度）
栄養調査実施児童の割合 健康課	—	—	95.0%
実績値根拠 令和 3 年度より栄養調査を開始した。			
目標値根拠 今後栄養調査対象児を拡大していくことより、より多くの家庭の食生活改善につなげることができる。			
実績値（令和 5 年度） 79.9%（885 人）			
令和 5 年度の実績値根拠 1,108 人の児童を対象に栄養調査を配布し、885 人より回答を得た。回答のあった 885 人には個別に食事に関するフィードバックを返却した。 結果としては、肥満度は基準値範囲内の児童が約 9 割と、エネルギーの摂取と消費のバランスが適切な児童が多い反面、塩分は大部分の児童が過剰摂取している傾向が分かった。			

今後の方策等 調査の結果をふまえ、子どもたちだけでなく家庭に活かすことができ、食事について考えるきっかけとなる取り組みにつなげられるとよい。【健康課】 学級活動、家庭科、（保健）体育といった授業だけでなく、健康診断や給食の時間を使って、健康や食に関する教育について取り組んでいく。【学校教育課】
--

瀬戸市教育アクションプラン推進会議委員の意見・提言 ○生活習慣は各家庭で異なるため学校からの働きかけに限界があるが、子どもたちが大人になったときに適切な習慣を選び取れるように地道に働きかけることが必要である。 ○規則正しい生活は、食事、睡眠、運動習慣など児童生徒の日常生活で実現される。食事（朝食）については、小学生は 97.0%で高く中学生は 91.8%でやや低下している。睡眠については「毎日、同じくらいの時刻に寝ている」とする割合で小中学生とも約 80%であるが、十分な睡眠時間が確保されているかどうかは不明である。学年齢によっても異なるが、基準となる睡眠時間（例えば小学生は 8 時間、中学生は 7 時間）を到達しているかどうかは課題である。中学生は、学校の部活動や学習塾などで時間に追われ、さらに、スマホを使用する時間も多いとされている。そのため、睡眠時間が少なくなっていると考えられる。このスマホを使用することについては、家族内でその時間を制限できるような話し合いが必要である。睡眠不足は国民全体にも当てはまるといわれている。それは肥満や成人病などにもつながることが指摘されているので、社会全体で問題意識を共有し、家族内で合意形成できることが望ましい。

●基本施策 10 体力の向上とスポーツの振興

○目指す姿

すべての市民が、運動やスポーツを通じて心身の健康が増進している。

【取組指針】

生涯を通じて運動に親しむための基礎を培うとともに、積極的に心身の健康を育む教育を推進します。体力・運動能力調査の結果を分析し、体力向上のための取り組みを計画的かつ継続的に実践し、運動することの楽しさや喜びを感じられる環境をつくります。

また、本市では、心と体の健康を保持増進するため、誰もが気軽にスポーツに取り組める生涯スポーツ社会を目指しています。市民や様々な地域主体の取り組みに加えて、今後は、競技スポーツの分野や、若年層に対するスポーツ活動への支援を進めるとともに、生涯スポーツの基盤となる指導者の育成やスポーツ施設の適切な運営管理を推進します。

現状の把握（法改正、市民ニーズなど）

令和5年度の市のスポーツ施設の利用者は450,658人で、前年の403,506人より47,152人増加しており、また、学校体育施設スポーツ開放事業においても、延べ99,196人の利用があったが、前年の95,570人より3,626人増加している。

また、スポーツ施設を利用した団体は619団体であり、前年より38団体減少し、指標となっている平成26年度に比べ41団体目標値を下回る結果となつてはいるが、利用者数の増加をもって、スポーツ施設の利用状況は緊急事態宣言前の水準に戻ったものと判断している。【スポーツ課】

令和5年度の事業実績

生涯スポーツ社会の実現や地域主体へのスポーツ推進のための取り組みについては、次のとおりであった。

- ・市のスポーツ施設利用者数：450,658人
- ・学校体育施設スポーツ開放事業開放回数、利用人数：延べ5,164回 99,196人
- ・スポーツ推進委員によるニュースポーツの大会や教室、研修会の開催：全3回
- ・市民体育大会及び市スポーツ協会主催スポーツ大会の参加者数

市民体育大会：22競技 27大会 2,851人

市スポーツ協会主催スポーツ大会：15競技 88大会 14,565人

また、若年層や初心者に対するスポーツ活動への支援については次のとおりであった。

- ・せとジュニアスポーツ団体応援補助金交付団体数：16団体
- ・グランパスのコーチによる小学生低学年を対象としたサッカー教室
- ・小学生を対象とした市スポーツ協会主催のスポーツデーで7競技の体験教室

【スポーツ課】

令和5年度の事業評価

大学の協力で、小学校低学年を主な対象とした運動促進プログラムを行っている。今後、全市的な取り組みを進め、体力の低下に少しでも歯止めがかけられるようにした

い。

令和5年度は、市スポーツ施設の利用や学校体育施設スポーツ開放事業の双方で、利用団体は減少した一方、利用者数は増加となった。

サッカー教室をはじめ体験型の教室などを通して、プレーする楽しさを感じてもらう機会を提供することができた。【スポーツ課】

令和5年度の評定

☆☆

① 評価指標（AP 28頁）	実績値 （平成27年度）	中間実績値 （令和元年度）	目標値 （令和7年度）
「運動（体を動かす遊びを含む） やスポーツをすることは好きだ」 と答えた児童生徒の割合 学校教育課指導係	小5：88.1% 中2：81.6%	小5：89.1% 中2：84.6%	小5：95.0% 中2：90.0%
実績値根拠 全国体力・運動能力、運動習慣等調査			
目標値根拠 運動好き、スポーツ好きの児童生徒が増えることで生涯にわたり運動に親しむ市民が増えることが予想されるため本指標を設定するとともに、運動が苦手な子が一定数いることも考慮し、小学校95%、中学校90%と設定。			
実績値（令和5年度）			
小5：92.9% 中2：90.3%			
令和5年度の実績値根拠 令和5年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査 児童生徒質問紙			
②評価指標（AP 28頁）	実績値 （平成27年度）	中間実績値 （令和元年度）	目標値 （令和7年度）
「学校の体育の授業以外で、運動 （体を動かす遊びを含む）やスポ ーツを週に4時間以上実施してい る」と回答した児童生徒の割合 学校教育課指導係	—	小5：57.7% 中2：75.9%	小5：70.0% 中2：80.0%
実績値根拠 全国体力・運動能力、運動習慣等調査 児童生徒質問紙			
目標値根拠 体育の授業以外で継続的（一日平均30分以上）に体を動かす時間を設けることで、体力向上につながるものと推測されることから本指標を設定するとともに、運動が苦手な子や運動以外の活動に時間を割く子がいることも考慮し、小学校70%、中学校80%と設定。なお、中学校の割			

合が高いのは、部活動に参加する生徒が多いことを想定している。

実績値（令和５年度）

小５：56.0%

中２：71.0%

令和５年度の実績値根拠

令和５年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査 児童生徒質問紙

③評価指標（AP 28頁）	実績値 （平成 26 年度）	中間実績値 （令和 2 年度）	目標値 （令和 7 年度）
スポーツ施設利用団体数 スポーツ課	660 団体	716 団体	671 団体

実績値根拠

スポーツ施設利用及び学校体育施設スポーツ開放利用にて、公共施設を利用する団体数を評価指標とする。

実績：平成 26 年度 660 団体

目標値根拠

心と体の健康を保持増進するため、誰もが気軽に取り組める生涯スポーツを市民・地域が主体となり、若年から高齢者までスポーツを楽しむことができる機会の確保を目指していく。

「瀬戸市人口ビジョン まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成 27 年 11 月案）」によれば、今後 10 年間で瀬戸市の人口は 5.4%減少し、後期高齢者（75 歳以上）を除く人口は 12.5%減少することが予測され、スポーツ施設の利用者の減少が懸念される。

一方で、東京オリンピック・パラリンピック 2020 の開催や健康志向の広まりにより、スポーツをする機運が高まる事が予想される。また、「（仮称）瀬戸市スポーツ推進計画」を策定する等、積極的にスポーツ振興に取り組む事で利用団体が毎年度 1 団体増加することを目標とする。なお、目標値の 671 団体について、10 年後の人口動向から推察すると、利用団体は 82 団体減り、578 団体となる事が想定されるが、スポーツ施設の整備やスポーツ振興施策等を着実に実施し、実質的に約 16%（578 団体→671 団体）の利用団体数の増加を目指すものである。

実績値（令和５年度）

619 団体

令和５年度の実績値根拠

- 令和５年度中に市のスポーツ施設（体育館、野球場、テニスコート、陸上競技場、武道館等）を利用した団体数 → 484 団体
- 令和５年度中に市の学校体育施設開放事業を利用するにあたり、利用者登録をした団体数 → 135 団体

今後の方策等

小中学校の年代から運動することの楽しさや大切さを体験する機会を多く設けることで生涯スポーツに親しみ、心身共に健康で生活できる習慣を身につけられる教育を推進していく。

また、新しい生活様式に対応し、スポーツや人と人とのコミュニケーションを通して、心身ともに健康的な生活を送ることができるよう、意識的に運動・スポーツに取り組むことが重要である。健康の保持・増進だけでなく、ストレス解消、自己免疫力を高めてウイルス性感染症の予防ができるよう、すべての市民が安心・安全にスポーツを楽しむことができる機会の確保を目指す。【スポーツ課】

瀬戸市教育アクションプラン推進会議委員の意見・提言

○基礎的な体力や健康の基盤は、小中高等学校の運動習慣に強く影響される。中学の段階はスポーツ系のクラブ活動への参加も多く、比較的運動量も多いので体力の増進には寄与しているが、高等学校以上では運動の機会が大幅に減少することが現実である。健康習慣を維持するためには、地域におけるスポーツ活動が有効である。令和5年度のスポーツ施設を利用している団体は619団体である。この数はその年代の利用者なのか明記されていないが、青少年から高齢者に至るまでさまざまな種類のスポーツの振興を行政も学校なども支援することが求められる。

○スポーツ好きの市民には現在の取り組みを一層進めるとともに、スポーツが苦手、運動嫌いといった市民にも参加が期待できるような施策を工夫・拡大してほしい。

「体を動かす」ことの良さや楽しさを感じられるイベント、例えばウォーキングや簡単な体操、オリエンテーリングなど、誰もが気軽に楽しめる催しも拡大してほしい。

●基本施策 11 支援が必要な子どもへの対応の充実

○目指す姿

子ども一人ひとりの状況に応じた支援体制が整い、将来の自立や社会参加のための力を育んでいる。

【取組指針】

※36 ノーマライゼーションの考え方のもと、支援が必要な子どもや保護者に対して、それぞれが抱える問題や悩みを解消するための相談活動や居場所づくりなど、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援を行い、将来の自立と社会参加を目指します。

また、誰もが相互に個性を尊重し、認め合い、そして支え合う「共生社会」の形成に向けて、※3 インクルーシブ教育システムの構築に取り組みます。

そして、子どもや保護者のニーズ、子どもの抱える問題が多様化・複雑化する中、「※10 教育サポートセンター」を設置して、多方面から一貫した支援体制を構築します。

現状の把握（法改正、市民ニーズなど）

平成 19 年 4 月 1 日付け 19 文科初第 125 号「特別支援教育の推進について（通知）」により、特別支援教育の理念が示された。また、愛知県では、平成 26 年から第 1 期、令和元年から第 2 期、令和 6 年から第 3 期「愛知県特別支援教育推進計画（愛知・つながりプラン 2028）」が実施される。本市においては、支援を必要としている子どもやその保護者のニーズが多様化しており、様々な分野と連携して支援体制を確立する必要がある。

令和 5 年度の事業実績

小中学校 22 校に通級指導教室を開設。小中学校に※29 特別支援教育支援員を 17 名配置。※4 学校サポーター・※5 外国人児童生徒サポーターを 22 小中学校に配置。特別支援学校に看護師を 10 名、介護員を 7 名配置。

令和 5 年度の事業評価

特別支援教育支援員を 16 名から 17 名に増員し、個別の支援を必要としている児童生徒や保護者のニーズに合わせた支援体制をより強化することで、困り感を抱いた児童生徒が安心して学べる環境に近づけることができた。

令和 5 年度の評定

☆☆

①評価指標（AP 30頁）	実績値 （平成 27 年度）	中間実績値 （令和 2 年度）	目標値 （令和 7 年度）
特別支援教育支援員の充足率 学校教育課指導係	42.0%	69.5%	100%

実績値根拠

市内小中学校 28 校（平成 27 年度時点）のうち、※²⁹ 特別支援教育支援員が配置されている学校は 16 校であるが、1 週間のうち 2 ないし 3 日しか配置されていない学校もある。これは、特別支援教育支援員が 12 名しか配置されていないため、1 校につき 1 名の配置が望ましいため、 $12 \div 28 = 0.4285714$ となり、約 42%であると言える。

目標値根拠

実績値根拠に記述したように、小中学校全校に 1 名ずつ配置されることが望ましいため。

実績値（令和 5 年度）

73.9%

令和 5 年度の実績値根拠

市内小中学校 23 校のうち、17 名特別支援教育支援員を配置。

$17 \div 23 = 0.739 \dots$ となり、約 73.9%であると言える。

今後の方策等

特別な支援を必要とする子どもや保護者のニーズは多様化しているため、適宜、教育相談を行いニーズの把握に努め、相談者との合意形成を図るとともに、他課との連携、特別支援教育支援員配置のさらなる充実に努め、適切な指導や必要な支援を行う。

瀬戸市教育アクションプラン推進会議委員の意見・提言

- 「なぜ障害者を雇う中小企業は業績を上げ続けるのか？」、ある経済学者の著書名であり、その調査研究結果の論文には、障害者を雇うと健常者の労働生産性が改善されることなどが書かれている。ともに過ごすことが、より良い社会の実現には欠かせないことがわかる。子どもたちだけでなく、様々な市民が共に過ごす機会の充実に願っている。
- 「支援が必要な子どもたちが安心して学校生活を送るためには、※³⁶ ノーマライゼーションの考え方を、学校にかかわるすべての大人、子どもが理解し、すべての子どもが安心できる環境を整えていくことが大切である。そのために、障害特性についての知識をもった支援員の増員や、教員・支援員の研修、保護者・地域の人への啓発をさらに充実させることが大切である。

●基本施策 12 多文化共生社会に向けた教育の推進

○目指す姿

定住外国人が自立して生活し、就業できるとともに、様々な文化が尊重され、国籍を問わず誰もが快適に暮らすための学びの機会が提供されている。

【取組指針】

本市の外国人住民には定住する人の割合が高く、市内小中学校には外国人児童生徒が300人ほど（令和3年5月現在）在籍しています。こうした児童生徒の中には、授業理解に必要な日本語の習得が充分でない子どもがいることから、学習環境を改善するために日本語初期指導教室の開設や、^{※5}外国人児童生徒サポーターの学校派遣など、日本語指導を強化してきました。

今後はプレスクールの実施などによる就学前の子どもに対する支援の強化や、学習・アイデンティティ確立の基礎となる母語習得への支援、外国人であるが故に悩みを抱える子どもに対する心のケアなどにも取り組むことが求められています。同時に、市民一人ひとりが言語や文化、価値観など様々な特性や違いを認め合い、国籍を問わず誰もが快適に暮らすための取り組みも重要です。そのため、様々な文化や価値観が尊重される^{※21} 多文化共生社会実現に向けた教育を推進します。

現状の把握（法改正、市民ニーズなど）

2019年4月に入管法が改正され、これまでよりも外国人の児童生徒が増加する見込みである。菱野団地地区・品野地区を中心に日本語の指導が必要な児童生徒が多いため、「日本語初期指導教室」の拠点としているが、ほかの学区にも外国人児童生徒の転入が増加し、外国人の児童生徒の散在化が進んでいるとともに、指導を必要とする児童生徒の増加や国籍・言語の多様化も進んでおり、対応に苦慮している。

地域における日本語指導の推進のため、瀬戸市国際センターと連携しながら、地域の日本語教室を支援しているが、日本語教室に継続して参加する外国人が多いことから、日本語ボランティアの増加が求められている。

また、外国人の方が、日本で生活していく上で役立つ情報を学ぶ必要性が高まっている。

令和5年度の事業実績

「日本語初期指導教室」は、児童生徒個人の日本語能力と在日期间に応じて一人につき3週間、日本語初期指導を受ける。その内容は、基本的な日常会話やひらがな、簡単な計算をはじめ、日本の文化についても学ぶ。また、基本的な日本語の日常会話ができても教室での学習用語の理解が難しい児童生徒のために「日本語指導員」が該当校を巡回し、日本語指導を行ってきた。さらに、「外国人児童生徒サポーター」を希望の学校に派遣し、サポートを行っている。【学校教育課】

地域の日本語教室開催を促すことを目的に、公共施設の会場費減免措置を実施しており、令和5年度は使用料減免による教室が130回開催された。

また、瀬戸市国際センターでは、多文化共生事業として、日本語教室に参加する外国

人を中心とした在住外国人に対して「交通安全教室」を開催した。【まちづくり協働課】

令和5年度の事業評価

外国人の子どもが小学校入学後、スムーズに学校生活を送ることができるよう、入学前に、プレスクール（日本語初期指導）を3園にて実施した。また、※⁵外国人児童生徒サポーター13名を要請のあった学校に派遣し、日本語や学校生活上必要スキル向上のためのサポートを行っている。【学校教育課】

地域の日本語教室については、継続的に開催を支援した。

また、在住外国人に対しては、日本で生活していく上で役立つ情報について学べる取り組みを実施した。【まちづくり協働課】

令和5年度の評定

☆☆

① 評価指標（AP 32頁）	実績値 （平成 27 年度）	中間実績値 （令和 2 年度）	目標値 （令和 7 年度）		
日本語初期指導が必要な児童生徒に対する初期指導の割合 学校教育課指導係	90.0%	100%	100%		
実績値根拠					
日本語指導が必要な児童生徒数と指導を受けた児童生徒数					
学校名	指導が必要な人数	指導受けた人数	学校名	指導が必要な人数	指導受けた人数
下品野小	3	3	萩山小	3	3
品野台小	2	0	八幡小	3	3
原山小	7	7	品野中	1	1
東山小	1	1			
			合計	20(a)	18(b)
日本語初期指導が必要な児童生徒に対する支援の割合（％）					
指導を受けた児童生徒数(b)÷日本語初期指導が必要な児童生徒数(a)＝90					
目標値根拠					
日本語初期指導が必要な児童生徒に対する支援を 100％行う。					
日本語初期指導が必要な児童生徒に対する支援の割合（％）					
指導を受けた児童生徒数(b)÷日本語初期指導が必要な児童生徒数(a)＝100					
実績値（令和 5 年度）					
100%					
令和 5 年度の実績値根拠					
日本語初期指導が必要な児童生徒数と指導を受けた児童生徒数					

学校名	指導が必要な人数	指導受けた人数	学校名	指導が必要な人数	指導受けた人数
原山小	5	5	水野小	1	1
幡山東小	1	1	品野台小	2	2
光陵中	1	1	品野中	1	1
幡山中	1	1	合計	12(a)	12(b)

日本語初期指導が必要な児童生徒に対する支援の割合（％）

指導を受けた児童生徒数(b)÷日本語初期指導が必要な児童生徒数(a)=100

②評価指標（AP 32頁）	実績値 （平成 27 年度）	中間実績値 （令和 2 年度）	目標値 （令和 7 年度）
日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校における日本語指導員またはサポーターの配置割合 学校教育課指導係	80.0%	86.0%	100%

実績値根拠

日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校	日本語指導員派遣実績	※5外国人児童生徒サポーター派遣実績	日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校	日本語指導員派遣実績	外国人児童生徒サポーター派遣実績
下品野小	○	○	八幡小	○	
品野台小	○	○	南山中		
原山小	○	○	品野中	○	
東山小			光陵中	○	○
萩山小	○	○	水野中	○	○
		合計	10校	8校	6校

日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校における日本語指導員またはサポーターの設置割合
日本語指導員またはサポーター派遣校 8 校÷

日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校 10 校＝80%

目標値根拠

日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校における日本語指導員またはサポーターをすべての学校に派遣する。日本語指導員またはサポーター派遣校÷日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校＝100%

実績値（令和 5 年度）

83%

令和5年度の実績値根拠

日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校	日本語指導員派遣実績	※5外国人児童生徒サポーター派遣実績	日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校	日本語指導員派遣実績	外国人児童生徒サポーター派遣実績
下品野小		○	八幡小		○
原山小		○	長根小	○	
品野台小	○		南山中	○	
東山小	○		にじの丘小		
萩山小		○	光陵中		○
幡山西小	○		品野中		
幡山東小	○	○	にじの丘中		
效範小	○	○	西陵小	○	○
幡山中	○				
水野小	○	○			
		合計	18校	10校	9校

日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校における日本語指導員またはサポーターの設置割合

日本語指導員またはサポーター派遣校 15校÷

日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校 18校＝83%

③評価指標（AP 32頁）	実績値 （平成27年度）	中間実績値 （令和2年度）	目標値 （令和7年度）
日本語ボランティアの数 まちづくり協働課	—	—	100人

目標値根拠

○ 在住外国人住民の地域の日本語教室への登録者数

平成31年4月現在	147人
令和2年4月現在	103人
令和7年4月現在【想定】	150人

○ 地域の日本語教室における日本語ボランティアの数

平成31年4月現在	43人（登録者3人に対しボランティア0.9人）
令和2年4月現在	42人（登録者3人に対しボランティア1.2人）
令和7年4月現在【目標】	100人（登録者3人に対しボランティア2人）

在住外国人数は増加しているが、在住外国人の地域の日本語教室への登録者数は新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に減少した。一方で外国人ニーズ調査によると、引き続き、在住外国人の日本語学習意欲は高いことから、教室登録者数がコロナ禍前の水準（150人）に戻ると想定した。

日本語指導を担う日本語ボランティアの体制を整えるため、登録者3人に対しボランティア2人の体制とすることを目標とし、必要な日本語ボランティア数の目標値を100人に設定した。

実績値（令和5年度）

37人

令和5年度の実績値根拠

地域の日本語教室に登録されている日本語ボランティアの数

にほんごオアシス	20人
日本語のひろば	10人
子ども日本語教室はらやま	7人
合 計	37人

今後の方策等

小中学校において、外国人児童生徒の系統的な日本語学習の実施に向けた検討を進める。【学校教育課】

また、市民活動団体や大学機関などの諸団体と連携しながら、在住外国人のニーズ把握に努め、防災や交通安全など日本での生活に役立つ情報の周知を図る。【まちづくり協働課】

瀬戸市教育アクションプラン推進会議委員の意見・提言

○第4次あいち多文化共生推進プランにおいても外国籍の多国化、アジア圏の割合が増加しボランティアの確保も困難であると思う。コミュニケーション支援は、名古屋外国語大学等に語学ボランティア事業に協力を要請できないだろうか。

○外国人児童生徒の日本語教育の充実はかなり進んだと感じる。今後必要なことは、地域が外国人の家庭・家族をどう支援し、共生があたり前の地域社会へと進んでいく方策をいくつも進めていくことと思う。

●基本施策 13 瀬戸らしさを生かした特色ある教育の推進

○目指す姿

地域の特色を生かし、主体的・創造的な教育活動を通して、子どもたち一人ひとりがふるさと瀬戸の良さを実感している。

【取組指針】

本市では、本市の素晴らしい人的資源、自然環境、文化を生かして、学校や地域の特色を生かした活動を行っており、子どもたちの個性や創造性を引き出すとともに、ふるさと瀬戸を学ぶ機会の充実を図っています。そして、せともの文化や郷土学習などを推進することで、本市の良さを実感できる教育を推進していきます。

また、※⁹ キャリア教育では、瀬戸キャリア教育推進協議会や市内の事業所などと連携し、子どもたちが将来の夢や社会で活躍する自分のイメージを描くことのできる環境づくりを進めます。

現状の把握（法改正、市民ニーズなど）

瀬戸市の教育が幼・保、小中高とつながり、その中で学んだ子どもたちが「瀬戸らしさ」を十分に感じ取ることが大切である。そして、郷土学習やキャリア教育を通して、自分の夢を持ち、大人になった時に瀬戸で活躍したいと思えるような教育を推進している。

令和 5 年度の事業実績

※¹¹ 小中一貫教育推進事業では、中学校ブロック毎のテーマに沿って、地域等の課題を自分事として考え、行動できる子どもたちを育むことを趣旨として取り組みを進め、小中学校が連携して取り組むことができた。

全中学校では「職場体験活動」をキャリア教育の一環として引き続き行っている。光陵中学校では「夢をもち、その実現に向けて努力できる生徒の育成」をテーマにキャリア教育の実践を行うとともに市内建設企業を招き体験活動を行った。自分の進路を考えるとともに地域とのつながりを実感する機会となった。また、水野小学校では、「地域と育てる水野の子～地域との協同によるキャリア教育の充実～」をテーマに、児童が主体的に活動することによって、自分の将来を具体的に意識し始める機会となっている。

令和 5 年度の事業評価

各中学校ブロックで地域の特色を活かし児童生徒の実態に即した活動を展開することができ、子どもたちが将来の夢や社会で活躍する自分のイメージを描く機会とすることができた。

令和 5 年度の評定

☆☆

① 評価指標（AP 34頁）	実績値 （平成 27 年度）	中間実績値 （令和元年度）	目標値 （令和 7 年度）
「※ ³¹ まるっとせとっ子フェスタ」の参加者数 学校教育課指導係	23,378 人	17,182 人	24,500 人

実績値根拠

年度	来場者	昨年度差
2006 年	14,700	
2007 年	19,570	4,870
2008 年	22,000	2,430
2009 年	22,600	600
2010 年	21,750	-850
2011 年	21,123	-627
2012 年	20,121	-1,002
2013 年	20,712	591
2014 年	21,654	942
2015 年	23,378	1,724

目標値根拠

10 年間で 2015 年実績の約 1,000 名増を目指す。

実績値（令和 5 年度）

7,742 人

令和 5 年度の実績値根拠

まるっとせとっ子フェスタについては、新型コロナウイルス感染症の影響による規模縮小開催、また、令和 3 年度より文化センター 1 か所での集約開催を経て、令和 4 年度は 3,435 人の参加者数となったが、令和 5 年度は文化センターの改修工事等による一部行事の中止・変更を伴いながらも、各会場にて工夫を凝らした展示会を開催し、7,742 人と前年度の 2 倍強の参加者数となった。

今後の方策等

※⁹キャリア教育等で現在、成果を上げている事業は継続し、見直しが必要な行事の内容は精査し改善をしていく。令和 6 年度のまるっとせとっ子フェスタは、現状の基本的な開催方法を維持しながらも、より多くの集客を達成できるよう情宣を工夫していく。

【学校教育課】

瀬戸市教育アクションプラン推進会議委員の意見・提言

○瀬戸市の文化や施設に慣れ親しんでもらうとともに、瀬戸に住み働いている人たちとの関わりが子どもたちの持つ瀬戸らしさにつながると考える。引き続き職場体験などを通して市民との接点を大切にしてもらいたい。

○地域の様子を知ることは社会科学の出発点となる。「まち探検」といった郷土学習への取り組みや職場体験などの※⁹キャリア教育に引続き注力してほしい。

光陵中学校や水野小学校の取り組みが児童生徒に良い影響を与えているとのことなので、全市的な展開を検討してはどうか。

●基本施策 14 地域とともにある学校づくりの推進

○目指す姿

学校・地域・家庭・行政が、子どもを育成する当事者として目標を共有し、地域全体で教育に取り組む体制ができている。

【取組指針】

学校と地域は、ともに子どもを育成する当事者として、目標やビジョンを共有し、パートナーとして相互に連携・協働することにより、一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校づくり」を推進します。

そのため、地域の方々や様々な団体がネットワーク化を図りながら、学校・家庭・地域が相互に協力し、地域全体で学びを展開していく体制を整備していきます。

学校を核とした協働の取り組みを通じて、地域の将来を担う人材を育成し、自立した地域社会の基盤を構築していきます。

現状の把握（法改正、市民ニーズなど）

子どもたちを取り巻く環境や学校が抱える課題は複雑化・多様化しており、子どもたちの未来創造に向けた新しい教育環境として、地域と学校が教育目標やビジョンを共有し、双方向の連携・協働活動を行っていくことが求められている。

令和5年度の事業実績

学校運営協議会の設置を教育委員会規則とすることで、全市の小中特別支援学校への[※]19 コミュニティ・スクール（学校運営協議会・地域学校協働本部）設置に見通しを持つことができた。令和5年度までに5つの中学校ブロックにコミュニティ・スクールを設置し、設置された中学校ブロックの学校では、学校と地域が学校の教育目標達成に向けた協働活動を行った。【学校教育課】

放課後の子どもの居場所づくりにおける「放課後児童クラブ」については、クラブ間の人数調整を行い、子どもの居場所の拡充を図った。

また祝日に働く親を支援するために、祝日に利用できる児童クラブを1か所開設し、継続的に運用中である。【こども未来課】

令和5年度の事業評価

コミュニティ・スクールの設置や学校運営協議会を実施する中で、地域住民等の学校運営等への理解、協力を得るとともに、学校の教育目標達成に向けた協働活動を地域連携担当教職員や地域学校協働活動推進員（^{※23}地域コーディネーター）が中心となり、地域と学校が連携・協働して行うことができている。【学校教育課】

国の「放課後子ども総合プラン」に基づき、学校施設を活用した放課後児童クラブと放課後学級の一体型整備が推進され、本市では一体型整備校が7校、校外児童クラブが21か所あり、市内のすべての小学校が利用可能となっている。

また、1か所の児童クラブを祝日に利用できるようにし、祝日の児童の居場所を確保した。

【今後の課題】

共働き世帯の増加等により放課後の子どもの居場所に対するニーズが高まっている。この需要増は放課後児童クラブに限らず、放課後学級でも現れていることから、各地域の状況等や空き教室の用途の整理を踏まえて、子どもの「放課後の居場所」の確保の観点から放課後学級を先行して整備した小学校に、放課後児童クラブを設置することや既設置小学校に放課後児童クラブ・放課後学級の2教室目の開設の可能性について、開設場所を踏まえて検討していく必要がある。【こども未来課】

令和5年度の評定

☆☆

① 評価指標（AP 36頁）	実績値 （平成27年度）	中間実績値 （令和元年度）	目標値 （令和7年度）
「今住んでいる地域の行事に参加している」と回答した児童生徒の割合 学校教育課指導係	小6：69.0% 中3：38.7%	小6：68.4% 中3：43.8%	小6：80.0% 中3：45.0%
実績値根拠 H27年度実施 ※20 全国学力・学習状況調査 児童質問紙、生徒質問紙の回答による。			
目標値根拠 H25は小817人（66.4%）中412人（36.1%） H26は小824人（70.1%）中410人（34.8%） H27は小798人（69.0%）中405人（38.7%） 中学校では部活動があるため、なかなか難しいが、その部活動単位での参加などでこの割合を増やしたい。小学校では、さらに意識的に取り組むことができると考える。小学校では+10%程度、中学校では+5～6%程度と考えた。			
実績値（令和5年度） 小6：61.0% 中3：35.9%			
令和5年度の実績値根拠 令和5年度全国学力・学習状況調査質問紙			
② 評価指標（AP 36頁）	実績値 （平成27年度）	中間実績値 （令和2年度）	目標値 （令和7年度）
放課後児童クラブと放課後学級が一体型で設置されている学校数 こども未来課	—	7校／16校中	8校／16校中

実績値根拠

陶原小学校、效範小学校、水南小学校、長根小学校、下品野小学校、原山小学校、八幡小学校

目標値根拠

一体化するためには児童数、余裕教室との調整があるため、1校ずつ進めることとする。

実績値（令和5年度）

【放課後児童クラブ】設置箇所：小学校内7か所 小学校外21か所 計28か所のうち一体型で7か所開設

【放課後学級】設置箇所：14か所（利用可能小学校数：16校）うち一体型で7か所開設

（陶原小学校、效範小学校、水南小学校、長根小学校、下品野小学校、原山小学校、八幡小学校）

令和5年度の実績値根拠

【放課後児童クラブ】

28か所（うち小学校内設置の一体型7か所（小学校外設置の児童クラブ21か所）

（陶原小学校、效範小学校、水南小学校、長根小学校、下品野小学校、原山小学校、八幡小学校）

【放課後学級】

小学校数は16校中14校設置（未設置の2校：品野台小の児童は下品野小放課後学級、萩山小の児童は原山小放課後学級を送迎サービスにより利用できる。（陶原小学校、效範小学校、水南小学校、長根小学校、下品野小学校、原山小学校、八幡小学校は放課後児童クラブと一体型）

今後の方策等

※¹⁰ 教育サポートセンターが中心となって、「地域とともにある学校づくり」研修会を実施し、※¹⁹ コミュニティ・スクールの目的の理解促進と※²³ 地域コーディネーターや地域ボランティアの育成に力を入れている。より地域との連携を深めていくためには、そのメリットを児童生徒、教職員、保護者に対して積極的にアピールしていく必要があると考える。【学校教育課】

また、放課後児童クラブについては①公共施設の活用と安全性の向上 ②定員の拡充 ③小学校内における放課後学級との一体型整備 ④支援員の質の向上や処遇改善、について検討していく必要がある。放課後学級については、①利用者が多い学校について受入人数の増加策 ②地域住民の協力得て、子どもに体験プログラムやスポーツ体験の実施について検討していく必要がある。

放課後児童クラブと放課後学級を公共施設の活用と安全性の向上の観点をはじめ、地域との連携を進める観点からも、空き教室等の状況も鑑み、進めていきたい。

【こども未来課】

瀬戸市教育アクションプラン推進会議委員の意見・提言

○今後の方策に挙げられている課題は国でも2008年からあげられている。特に支援員の待遇の改善は子どもにとって有益に働くと考える。これからも増えていくニーズに応えるためにも検討して欲しい。

○放課後学級クラブと放課後学級の設置により、働く保護者が安心でき、見守られている環境の中で子どもたちが過ごせるということはあるがたい。^{※19} コミュニティ・スクールでも地域住民からの吸い上げが必要だと考える。

●基本施策 15 未来を生き抜く子どもの育成

○目指す姿

子どもが生涯を通じ、自立した生活を営むことができ、自他を認め、将来に夢と希望をもち、活躍する子どもが育っている。

【取組指針】

社会のグローバル化が進む中、国際社会で能力を発揮するために、問題解決能力や新たなことにチャレンジする姿勢と国際的な視野をもつとともに、コミュニケーション能力を身につけ、人々と協働することができる人材を育成します。

また、情報を主体的に収集、判断、処理、編集、表現し、発信する^{※13} 情報活用能力や物事を論理的に考える能力を育成します。

さらに、未来を担う子どもたちが、性差なく自らの力で道を切り拓ける力を身につけられるよう、事業を展開します

現状の把握（法改正、市民ニーズなど）

国際社会で活躍する人材の育成とともに、一人ひとりのアイデンティティの育成が求められている。そのためには、基礎学力やコミュニケーション能力等の力を身につけることが必要である。令和2年度からは小学校で英語が必修化され、外国語に慣れ親しむことが必要不可欠となっている。2019年4月の入管法改正により、外国籍の児童生徒が増加する見込みで、異文化理解を深めていくことが重要である。さらに、現代では情報化社会が進む中、情報を活用できる人材の育成が求められている。全国で教育の情報化が進む中、瀬戸市においても令和3年2月に小中学校の児童生徒一人一台タブレット端末が配備された。また、各教室に大型提示装置が設置され、授業で^{※1}ICTを積極的に活用できるよう環境は整備された。

令和5年度の事業実績

ALT（英語指導助手）8名を小中特別支援学校24校へ派遣した。また、整備されているICT機器を活用し、ICT教育についても「ICT支援員」を派遣したことで、子どもも教員も活用能力が向上されている。

令和5年度の事業評価

ALTと接することで外国を身近に感じ、英語への興味関心を持つことができています。教員向けに外国語活動・英語の研修会を行い、ICT機器を使った外国語活動のあり方などについて学んだ。また、子どもたちを対象にイングリッシュキャンプを行い、異文化についての理解を深めた。

令和5年度の評定

☆☆

① 評価指標（AP 38頁）	実績値 （平成 27 年度）	中間実績値 （令和 2 年度）	目標値 （令和 7 年度）
「英語の授業では英語で自分自身の考えや気持ちを伝え合うことができた」と回答した児童生徒の割合（中学校は「英語で話したり書いたりできた」も含む）（1 学級あたり） 学校教育課指導係	—	—	小学校：80% 中学校：70%
実績値根拠 ※ ²⁰ 全国学力・学習状況調査 質問紙調査			
目標値根拠 グローバル化に伴い外国語（英語）を使ったコミュニケーションがますます重要性を増すことから本指標を設定した。中学校ではより教科の専門性が増すことや、「話す」、「書く」ということも要素に入るため、70%と設定した。			
実績値（令和 5 年度）			
小 6：— % 中 3：— %			
令和 5 年度の実績値根拠 全国学力・学習状況調査の質問紙調査から外れたため、計測不能			
② 評価指標（AP 38頁）	実績値 （平成 27 年度）	中間実績値 （令和元年度）	目標値 （令和 7 年度）
「将来の夢や目標をもっている」と回答した児童生徒の割合 学校教育課指導係	小 6：85.3% 中 3：66.7%	小 6：81.8% 中 3：69.3%	小 6：90.0% 中 3：75.0%
実績値根拠 H27 年度実施 全国学力・学習状況調査 児童質問紙、生徒質問紙の回答による。			
目標値根拠 H25 は小 1,083 人（88.0%）中 809 人（70.8%） H26 は小 1,020 人（86.8%）中 827 人（70.3%） H27 は小 987 人（85.3%）中 698 人（66.7%） 自己有用感を育むことの延長にあることと捉えられる。また、※ ⁹ キャリア教育の一層の充実を図りたい。現状から、+5%程度と考えた。			
実績値（令和 5 年度）			
小 6：82.6 % 中 3：63.0 %			

令和 5 年度の実績値根拠

令和 5 年度 ※²⁰ 全国学力学習状況調査 質問紙調査

今後の方策等

外国語活動については、令和 2 年度に小学校英語が教科化された。瀬戸市は独自のカリキュラムを作り、平成 30 年度から運用していたため、教科化への移行に役立った。また、担任による外国語の授業の中で、いかに ALT を活用するかも計画的に研修を行い、授業にうまく結びつけることができている。また、国際交流事業を進めており、令和 5 年度には中学生 8 名をオーストラリアのロウビル校へ派遣した。そして、令和 6 年度は、ロウビル校からの生徒を受け入れる予定である。今後も言語の習得だけでなく、自分の国や地域の伝統や文化についての理解を深め、世界規模でものごとを考えることができる子どもを育てる。

※¹ICT に関しては、令和 2 年度学習指導要領の改訂に基づきプログラミング教育を進めるにあたって、必要不可欠なものとなっている。また、※⁸GIGA スクール構想で急速に進んだ教育の ICT 化をより前進させ、子どもたちの深い学びに結びつけるとともに個別最適な学びを実践していく。将来を担う子どもたちが夢と希望を持って未来を生き抜く力を付けられるようサポートしていく。

瀬戸市教育アクションプラン推進会議委員の意見・提言

○英語の独自カリキュラムがどれくらいの効果があるかをもう少し具体的に測定してもらいたい。すぐに結果がでるものではないが、中 1 の英語が全国的に非常に子どもたちにとって困難なものになっている中、瀬戸市の取り組みでどのように違いがでているか示すことは重要だと考える。

○ICT 情報リテラシー習得や外国語活動の充実は、未来を生き抜く子どもたちの育成に必要な取り組みであり、ICT 支援員や ALT などの外部人材活用が成果につながっていると思われる。どちらも子どもたちが意欲的に取り組めるよう、指導方法の工夫など教職員の力量向上に期待したい。

●基本施策 16 男女共同参画社会の推進

○目指す姿

※33 ライフ・ワーク・バランスを通じて、子どもを健全に育む家庭が形成されている。
教育の施策や意思決定の場に、男女の意見が反映されている。

【取組指針】

本市では、男女が互いを対等なパートナーとして認め合い、あらゆる分野で個人の能力が発揮できる社会の実現を目指し、平成 14 年 3 月に瀬戸市※22 男女共同参画プラン（トライアングルプラン）を策定したのを皮切りに、家庭・職場・地域において、男女共同参画の取り組みを進めています。

今後は持続可能な経済・社会の維持と少子化対策の観点から、仕事と家庭の双方においてライフ・ワーク・バランスを実現し、男女がともに責任を分かち合い、能力を発揮できる環境が求められています。

引き続き、未来を担う若い世代の男女共同参画への意識の醸成を図るとともに、女性活躍推進のための環境整備に積極的に取り組みます。

さらに、教育機関や自治体が男女共同参画の推進モデルとなることを認識し、施策や意思決定の場への女性の参画を図り、男女の意見を反映できる環境を整えるなど、率先して取り組みます。

現状の把握（法改正、市民ニーズなど）

育児・介護休業法及び女性活躍推進法の改正に伴い、男女とも育児や介護との両立支援や、社会での女性活躍をさらに後押しするため企業が行うべき取り組みや認定制度の追加などに合わせ、性別役割意識にとらわれず、ライフスタイルや働き方、職場環境、子どもたちの進路選択などにおいて、男女共同参画やジェンダー平等をめぐる潮流を感じる場面が増えている。

我が国は先進国でありながら世界ジェンダー・ギャップ指数 2023 では 146 か国中 125 位、過去最低の順位となっている状況から、引き続き多様性のある社会にむけ環境整備や理解促進が求められている。

小中学校に勤務する教職員についても、職員が率先して、次代の社会を担う子どもを安心して生み育てることができるよう環境の実現を目指す必要がある。

令和 5 年度の事業実績

「誰もが輝くトライアングルプランⅣ～第 2 次瀬戸市女性活躍推進計画・第 4 次瀬戸市男女共同参画プラン」に基づき、市民や事業所向けの講座やワークショップ、パネルによる企画展示等を実施した。

また、「瀬戸市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」「瀬戸市 L G B T フレンドリー企業登録制度」を導入し、多様な性に関する理解促進を図るため市民向けのセミナーや、病院関係者向けの研修、市職員向けサポートブックの作成等の新たな取り組みを行った。

瀬戸市男女共同参画事業情報誌「チャレンジSetoStyle8」を製作し、LGBTフレンドリー登録企業や※33ライフ・ワーク・バランス推進宣言を提出された事業者の紹介を行った。【まちづくり協働課】

令和5年度の事業評価

トライアングルプランⅣの進捗状況については概ね良好で、ほぼすべての事業が最終年度目標値に近づいている。

LGBT等に関する取り組みを実施することにより、市民の多様な性に対する理解を深めることに繋がった。

性別による固定観念や無意識の思い込みはいまだ根強く残っている中、※22男女共同参画に関する市民の理解を深めることやライフ・ワーク・バランスのさらなる推進は男女共同参画社会の実現に不可欠なため、引き続き行政だけでなく市民や事業所、教育関係者等社会全体で取り組んでいく必要がある。【まちづくり協働課】

令和5年度の評定

☆☆☆

① 評価指標（AP40頁）	実績値 （平成27年度）	中間実績値 （令和2年度）	目標値 （令和7年度）
校長・教頭における女性の登用率 学校教育課指導係	5.4%	17.3%	30.0%

実績値根拠

27年度、28小中学校の校長・教頭56名のうち、女性校長2名・女性教頭1名。
したがって、 $3 \div 56 \times 100 = 5.4\%$

目標値根拠

27年度現在の小中学校教員の年齢構成、男女比、役職者配置状況等を勘案し、20%の女性登用を目指す。これにより、現在はおおよそ20人に1人の女性管理職が、5人に1人になる。

その他

瀬戸特別支援学校教職員の配置について、市教育委員会は管轄していないため指標の算出から除く。

実績値（令和5年度）

32.6%

令和5年度の実績値根拠

令和5年度、23小中学校の校長・教頭46名のうち、女性校長6名・女性教頭9名。
したがって、 $15 \div 46 \times 100 = 32.6\%$

今後の方策等

多様性を認め合い、個人の能力が発揮できる社会の実現を目指して、だれもが輝くトライアングルプランⅣに基づき、引き続き各種セミナー等の開催やライフ・ワーク・バ

ランス推進に関する意識改革と理解を促す取り組みを行う。【まちづくり協働課】

校長・教頭における女性の登用だけでなく各種主任の登用においても適材適所をさらに推進することとし、性別にかかわらず登用するものとする。また、特定事業主行動計画は、年度ごとの検証を行い、教職員のニーズの把握と、以後の対策の実施を着実に行う。【学校教育課】

瀬戸市教育アクションプラン推進会議委員の意見・提言

○出産・子育て・介護する人で休暇・時短を選択する人、その仕事をフォローする人の間に不満や対立が出ない様に人員・待遇でより良い方策を実施して欲しい。

○瀬戸市は女性校長が多いと感じる。教育の場の意識の変化や多様な意見の発信に繋がり、子ども達にとっても良い環境になると考える。

●基本施策 17 子育て支援と家庭教育の充実

○目指す姿

安心して子育てできる環境が整っている。また、家庭・地域での教育力が整っている。

【取組指針】

幼児期は、基本的な生活習慣をはじめ、子どもの心身の健やかな成長を促すうえで重要な時期です。本市においても、核家族化が進み、不安を抱え、孤立する家庭が増えています。そのため、保護者に対して、地域の学びの場などを提供することにより、親育ちの支援を行います。

また、放課後児童クラブを定着・拡大することで、働きやすい環境を整備していきます。

現状の把握（法改正、市民ニーズなど）

子どもや若者自身の悩み、保護者の悩みや不安を軽減するため、子育て総合支援センターや子ども・若者センターによる子ども・若者相談をはじめ、身近な場所での相談体制を整備している。また小中学校などと連携し、児童虐待の早期発見、早期介入に努めている。親育ちの機会として、せとっ子ファミリー交流館、交通児童遊園を含むこども未来課による研修・講座・教室が開催されている。また、若者が将来親になるための準備の機会を提供している。

子育てと仕事の両立のため、児童クラブを拡充し、ファミリーサポートセンターによる市民相互援助活動支援を行う。

令和 5 年度の事業実績

子ども・若者相談対応件数:3,713 件（子ども・若者センター3,099 件、子育て総合支援センター614 件）うち、学校関係相談：1,027 件（不登校相談：160 件を含む）

児童虐待 新規相談対応件数 223 件（うち、小中学生対応件数：107 件）

児童クラブ（基本政策 14 参照）

子ども・若者センター「親の学び講座」2 回（保護者 26 人）

せとっ子ファミリー交流館「親向け講座」12 回（参加者：保護者（祖父母含む）

135 人、小学生 8 人、乳幼児 109 人）、「若者の親になる準備の機会」（実施なし）

プレイルーム「親向け講座」14 回（参加者：保護者 118 人、乳幼児 138 人）

ファミリーサポートセンター 援助活動実施件数 1,020 件

交通児童遊園「親向け講座（子育て談笑）」（参加者：保護者 50 人、乳幼児 51 人）、

「若者の親になる準備の機会（異年齢交流・ボランティア）」（参加者：高校生 168 人、大学生 56 人）

令和 5 年度の事業評価

子ども・若者センターの相談対応件数は、同センターが相談窓口として開設された令和 3 年度に、それまでの約 2 倍の 3,000 件超に増加したが、それ以降も同様の高い水準で推移している。そのうち、児童虐待の新規相談対応件数は、令和 5 年度は 223 件とこちらもここ数年高い件数である。相談内容に応じた適切な相談員体制、他機関との連携により、早期発見・早期介入・状況の改善が図られている。事業実績にある

各機関が相談窓口として認知度が向上してきたことが示唆され、身近な場所での相談体制の整備が進んでいる。

また、こども未来課の各関係機関において、親向け講座を実施し、親育ちの機会を提供することで、より豊かな親子関係が形成されるよう取り組んでいる。

令和5年度の評定

☆☆☆

① 評価指標（AP 41 頁）	実績値 （平成 27 年度）	中間実績値 （令和元年度）	目標値 （令和 7 年度）
「家の人（兄弟姉妹は含まない）と学校での出来事について話をしている」と回答した児童生徒の割合 学校教育課指導係	小6：81.0% 中3：72.1%	小6：75.6% 中3：77.1%	小6：85.0% 中3：80.0%

実績値根拠

H27 年度実施 ※20 全国学力・学習状況調査 児童質問紙、生徒質問紙の回答による。

目標値根拠

H25 は小 961 人（78.1%）中 744 人（65.1%）

H26 は小 958 人（81.5%）中 858 人（72.9%）

H27 は小 937 人（81.0%）中 754 人（72.1%）

家庭への働きかけを積極的に行い、よりよい関係づくりを行う中で充実を図りたい。現状から、+5%程度と考えた。

実績値（令和 5 年度）

小6：－ %

中3：－ %

令和 5 年度の実績値根拠

全国学力・学習状況調査の質問紙調査から外れたため、計測不能

今後の方策等

子ども・若者がより相談しやすい場所としての運用を強化していく。また、関係機関と連携し、手厚く相談者を支える役割を充実させていく。さらに、市民への子育て情報発信を強化し「せとっ子ねっと」や冊子「子どもガイド」により、わかりやすい情報提供を継続していく。【こども未来課】

また、学齢期の児童生徒やその保護者の相談窓口として、学校には※15SC や※17SSWer を配置して問題の解決にあたり、家庭を支える活動を行う。【学校教育課】

瀬戸市教育アクションプラン推進会議委員の意見・提言

- 不登校の中には学校や友達との問題ではなく、子どもから大人になる中でのホルモンの影響で「起きられない」「やる気が起こらない」等の場合もある。タブレットを活用することで、学校や友達との繋がり構築や勉強が可能になるとよいと考える。
- 子ども若者センターなど相談窓口は一定の認知を得てきたと思われるが、まだ知らない場合や相談という行動を起こせないケースなど、潜在的なニーズはもっと大きい可能性もある。転入家庭や新生児など瀬戸市の行政サービスに初めて関わってくる新しい親子も常にあるので、引続き施策の存在を知らせて利用を促す一層の周知活動をお願いしたい。

●基本施策 18 関係機関の連携による教育の推進

○目指す姿

支援を要する子どもたちに対して、関係機関が連携し、必要な情報を効率的かつ効果的に共有し、必要な支援を行っている。

【取組指針】

幼稚園・保育園と小学校との相互参観や中学校ブロックごとに小中連携を図ることで、情報共有を行い、子どもの発達段階に応じた支援を行います。

また、子どもたちの成長を支えるため、※¹¹ 小中一貫教育の取り組みを通して小学校から中学校への接続を円滑に行い、9年間を見通した系統的な教育活動を推進します。

さらに、支援を要する子どもたちには、特に、教育と福祉が連携することにより、子どもたちが置かれた様々な環境に働きかけ、関係機関と一緒に問題を解決するなど、子どもの発達や成長段階に応じた切れ目のない一貫した支援を行うことで、自立や社会参加を目指します。

現状の把握（法改正、市民ニーズなど）

国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（いわゆる「障害者差別解消法」）が制定され、平成28年4月1日から施行された。

令和5年度の事業実績

発達支援室、保育園・幼稚園等と連携し、支援を必要とする子どもの情報を共有し、保護者との教育相談をしたり、小学校へ保護者に付き添って訪問したりした。のぞみ学園保護者対象の「就学説明会」、各園年中児対象の「保護者懇談会」を実施した。市内特別支援学校や小中学校の特別支援学級在籍児童生徒の保護者等を対象にした「学齢期の過ごし方あれこれ相談会」を社会福祉課と連携し、瀬戸つばき特別支援学校の進路指導担当教諭を講師として実施した。

令和5年度の事業評価

支援の必要な子どもや保護者のニーズに対応するため、他部署との情報共有に努めた。特に、保護者向けの事業では、いずれも好評を得た。

令和5年度の評定

☆☆☆

①評価指標（AP 43頁）	実績値 （平成 27 年度）	中間実績値 （令和 2 年度）	目標値 （令和 7 年度）
幼保・小中・特別支援学校 が共同して行った活動の数 学校教育課指導係	95 回	150 回以上	150 回
実績値根拠 ・小学校が近隣の幼稚園・保育園と連携して行っている入学前の交流授業（20×1=20） ・中学校が校区の小学校 6 年生を対象に行っている入学説明会および体験入学（8×1=8） ・中学校教員が校区の小学校で行う授業や中学校区での授業研究会（およそ 2 回） ・中学校区で行う生徒指導やいじめ・不登校対策などの連絡会（8 校×およそ 4 回） ・小中学校特別支援学級が他校と行う交流学習（およそ 15 回） ・特別支援学校が行う居住地校交流（およそ 17 回） ・光陵中学校区で行っている※³²（1 回）			
目標値根拠 実績値のおよそ 1.5 倍を目指しているため。			
実績値（令和 5 年度）			
150 回以上			
令和 5 年度の実績値根拠 ・小学校が近隣の幼稚園・保育園と連携して行っている入学前の交流授業（8 校×1 回=8 回） ・小学校教諭が参加して行う幼稚園・保育園の巡回療育相談会（5 回） ・幼稚園・保育園指導者が参加して行う小学校の巡回相談会（5 回） ・※¹¹ 小中一貫教育が本格的に行われるようになり、様々な連携を行うことができてい る。（中学校が校区の小学校 6 年生を対象に行っている入学説明会および体験入学 7 校 ×1 回=7 回） ・中学校教員が校区の小学校で行う授業や中学校区での授業研究会（およそ週 2 回） ・中学校区で行う生徒指導やいじめ・不登校対策などの連絡会（7 校×およそ 4 回） ・小中学校特別支援学級が他校と行う交流学習（約 25 回） ・特別支援学校が行う居住地校交流（17 回） ・光陵中学校区で行っているユートピアプラン（1 回）			
今後の方策等 子どもへの切れ目のない支援には、他課との連携は不可欠であり、一層充実させてい かなければならない。発達支援室やこども未来課、保育課、社会福祉課、まちづくり協 働課等との連携を強化していく。また、瀬戸特別支援学校（肢体不自由）との連携強化 はもとより、県立の瀬戸つばき特別支援学校（知的障害）との連携も進めていきたい。			

瀬戸市教育アクションプラン推進会議委員の意見・提言

○ここ数年発達凸凹が顕著な児童生徒の※²⁷ オアシス21への入級・見学が増えている。

これは本人のニーズと学校生活のミスマッチの結果である。「今までよく頑張ってきたね」と声をかけたくなるほど疲弊した児童生徒の来室もある。早期に本人の学べる場所のマッチングがなされていればと思うことがしばしばである。保護者と関係機関が同じ思いで気軽に話せる機会や機関の充実を願う。

「連携」をオアシス21よりみつめると、学校に足を向けない児童生徒への対応 ―居場所づくりや居場所の提供― は対処療法であり、それ以上に大切なのは、乳幼児からの途切れない支援、情報の提供・相談であり、これが就学・進学・就業まで途切れることなく続けられることである。ミスマッチ後の対処療法ではなく、予防処置として横のつながりが持てる組織や体制の強化が必要と考える。

○関係機関が高い認識で連携強化に努力されていると感じているが、子どもの成長に従って発現してくるケースや、他市町村からの転入家庭など捕捉しきれない事例もあるので、困難さをもった子どもと家庭を見落とすことなく応援する努力を引続きお願いしたい。

●基本施策 19 生涯にわたり、相互に学び合う教育の推進

○目指す姿

市民が自ら学び、互いに学び合い、自ら行動することで、自己を高め、社会に貢献している。

【取組指針】

本市では、瀬戸市美術館、瀬戸蔵ミュージアム、新世紀工芸館、瀬戸染付工芸館、ノベルティ・こども創造館などの文化施設や、パルティセと、公民館・地域交流センター、図書館やスポーツ施設など生涯学習を支える施設が整っています。また、ライフステージを通して学びの機会を提供していくという“縦”の円滑な接続に配慮し、生涯を通して、市民が自分に合った学習機会を選択でき、学んだ成果が生かせる好循環を実現するよう取り組みます。

現状の把握（法改正、市民ニーズなど）

「※³⁰ 学びキャンパスせと」は市民が学ぶ立場と教える立場のどちらをも活かしあうという視点から、自助共助を実践した生涯学習システムとして活用されている。最近では、女性が社会参加への足がかりにしたり、学びや共通の趣味などを通じて少子高齢化社会における交流育成の場ともなり、幅広い学びへのニーズに応えるとともに社会貢献にもつながっている。

新規開講講座を対象にワンコイン体験講座を開催し、講師にとっては講座の紹介、講座運営の練習の場として、また受講生にとっては気軽に参加・体験できる取り組みを実施している。

また、夏休みに子ども向けの講座を実施し、学びの楽しさを提供し、好評を博している。

令和 5 年度の事業実績

前期 59 講座開講	1,009 人（申込者数）
後期 65 講座開講	1,038 人（申込者数）

令和 5 年度の事業評価

前期講座（6月から10月まで）は44名の講師が59講座を開講し、受講生は899名となった。後期は44名の講師が64講座を開講し、受講生は909名となった。また、今後の講座の幅を広げていくことを見据え、オンライン講座を実施し、1講座、3名の受講があった。

令和 5 年度の評定

☆☆

①評価指標（AP 44頁）	実績値 （平成27年度）	中間実績値 （令和2年度）	目標値 （令和7年度）
学びキャンパスせとの登録講師数（前期・後期） まちづくり協働課	—	—	50人
実績値根拠 「瀬戸市第6次総合計画 基本計画施策5a 施策の展開」で生涯学習の推進を掲げており、市民が講師となる「学びキャンパスの推進」を行っていくために、継続的に新規講師登録者数を増加していく必要があるため。			
目標値根拠 令和4年度 35名 令和5年度 40名 令和6年度 45名 令和7年度 50名			
実績値（令和5年度）			
新規登録講師 25人（全登録者数 147人）			
令和5年度の実績値根拠 全体 25人 ・前期 9人（登録講師数 66人） ・後期 16人（登録講師数 81人）			

今後の方策等 IT環境の発展に伴い、学びたいことを手軽に検索して習得することも可能な現在の状況であっても、人と人が互いに学び合い、教え合う場から生まれる成果は、多様性社会の実現に向けて必要不可欠である。 今後も講座参加者、講師のアンケート結果等を参考にし、また、多様な方面と連携しながら市民ニーズに沿った魅力的な講座を提供できるよう「※30 学びキャンパスせと」の充実を目指したい。 今後の課題としては、より多くの受講生を募るために「学びキャンパスせと」のPRの方法を考える必要がある。

瀬戸市教育アクションプラン推進会議委員の意見・提言 ○「今日行く」ところがあることを「教育」と。生涯学習は社会と関わりを持ち続ける手段となり年代を問わず人間関係の孤立を防ぎ、高齢者の健康維持にもつながる。情報源にするのは「広報せと」や自治会の回覧物が多いのでそこを充実していく必要があると考える。 ○「学びキャンパスせと」は自助共助を実践した生涯学習システムで、学びを深めるだけでなく、人と人とが交流し、人とのつながりの輪を広げていくとても良い取り組みである。新規講座や新規登録講師、受講者も昨年度に比べて増加しており、成果が上がっている。オンライン講座については、始まったばかりであるが、オンラインでしか参加できない事情がある場合を考えると新たな道が開けたと感じる。

●基本施策 20 魅力ある学校づくりと学校の適正規模・適正配置の推進

○目指す姿

各学校において、子どもたちの学びや生活に適した学校規模や環境が整っており、子どもや保護者が「魅力がある」と感じる学校づくりが進められている。

【取組指針】

少子化に伴い、学校の小規模化が進み、人間関係の固定化や教員数の減少により教育環境の変化や学校行事の制約など、学校運営に影響を及ぼす可能性が生じています。今後は、児童生徒が適切な教育環境で学校生活が送れるよう、地域の実情やまちづくりの観点から、学校の新設、統合など、学校の^{※28}適正規模・適正配置を進めるとともに、魅力ある学校づくりを推進します。

また、学校に地域の方々が関わり、多世代による交流の場となるよう、他の公共施設の複合化を検討していきます。これら、学校施設の適正規模・適正配置構想については、瀬戸市公共施設等総合管理計画との整合性を図りながら進めます。

現状の把握（法改正、市民ニーズなど）

^{※11} 小中一貫教育の推進や菱野団地の小中特別支援学校の再編に向け、地域の協力や同意を得ながら、子どもたちのことを第一に考えた学校づくりに取り組んでいる。

令和5年度の事業実績

菱野団地の小中特別支援学校の再編について、令和4年度に整理した基本コンセプトに基づき、関係課及び学校と、整備概要、スケジュール及び費用について調整を行った。

令和5年度の事業評価

「学校が楽しい」と感じるには様々な要素がある。友達との人間関係づくりに寄与する活動や、分かりやすい授業づくりのための教員研修や教育環境の充実に力を注いでいく必要があると考える。【学校教育課】

菱野団地の小中特別支援学校の再編については、公共施設等総合管理計画推進本部調整部会や学校との協議を通じて、合意形成を図りながら整備概要等を決定することができた。【教育政策課】

令和5年度の評定

☆☆☆

① 評価指標（AP 46頁）	実績値 （平成27年度）	中間実績値 （令和元年度）	目標値 （令和7年度）
「学校に行くのは楽しいと思う」と回答した児童生徒の割合 学校教育課指導係	小6：88.0% 中3：82.4%	小6：85.3% 中3：82.2%	小6：95.0% 中3：90.0%

実績値根拠

H27 年度実施 ※20 全国学力・学習状況調査 児童質問紙、生徒質問紙の回答による。

目標値根拠

学校に行くことに肯定的な気持ちを抱くことが、「瀬戸で学んでよかった」という思いにつながることから本指標を選定し、目標値についてはアクションプラン策定時の実績に鑑みて設定した。

H25 は小 1,061 人 (86.2%) 中 940 人 (82.2%)

H26 は小 1,020 人 (86.8%) 中 959 人 (81.5%)

H27 は小 1,025 人 (88.6%) 中 861 人 (82.3%)

実績値 (令和 5 年度)

小 6 : 86.8 %

中 3 : 81.1 %

令和 5 年度の実績値根拠

令和 5 年度全国学力・学習状況調査児童生徒質問紙

② 評価指標 (AP46 頁)	実績値 (平成 27 年度)	中間実績値 (令和 2 年度)	目標値 (令和 7 年度)
適正規模の児童生徒数の割合 教育政策課企画係	51.6%	63.6%	80.0%

実績値根拠

28 校中、11 校が適正と言える (12 学級以上 18 学級以下)。適正校に在籍する児童生徒数は、5,377 人。市内は 10,414 人。 $5,377 \div 10,414 = 0.51632 \dots$

目標値根拠

統廃合を想定。

実績値 (令和 5 年度)

50.1%

令和 5 年度の実績値根拠

適正規模 (12 学級以上 18 学級以下) と言える学校は 23 校中 10 校。全児童生徒数 9,627 人中、適正校に在籍する児童生徒数は 4,822 人。

$4,822 \div 9,627 = 0.50088$

今後の方策等

菱野団地における小中特別支援学校の再編については、基本コンセプトやスケジュール等に基づき、こどもをまんなかとした学校が、まちづくりの核となるよう取り組みを進めていく。また、その他の学校についても、今後の児童生徒数の推移、学校施設の機能・維持管理の状況を踏まえ、※28 適正規模・適正配置について検討する。

瀬戸市教育アクションプラン推進会議委員の意見・提言

- ※²⁸ 適正規模・適正配置に向けての取り組みは、確実に進捗している。さらに菱野団地の再編計画が進み始めたので、適正規模・適正配置により「子どもをまん中とした学校が、まちづくりの核となるような取り組み」で菱野団地が活性化することに期待したい。
- 菱野団地における小中特別支援学校の再編について、萩山小での勤務時に、小学校と特別支援学校が同じ敷地内に校舎があり一緒に過ごすことで、児童・職員・保護者ともにバリアフリーや※³⁶ ノーマライゼーションの意識が知らぬ間に身につき高まる経験をした。それが大きな魅力であった。今回再編でその流れが途切れないことを願う。小学校低学年児童の※²⁷ オアシス21見学・入級が増加している。学校に足を向けない児童を今以上に増やさないためにも、学校の適正規模・適正配置以上に、一クラスの適正規模、職員の適正配置を市のできる範囲で柔軟に対応することが急務と考える。

●基本施策 21 安心で安全な学校づくりの充実

○目指す姿

学校施設などの安心や安全が確保されており、充実した教育のための機能の維持や改善が進められている。

【取組指針】

学校施設の老朽化が進んでいる中、子どもたちが安心して安全に学べるよう、学校施設の長寿命化も含め、計画的保全や建て替えなどを検討します。また、学校施設は、災害時の避難所としての役割を担っており、子どもや地域の方々のために、安全に配慮した施設として充実していきます。

さらに、各校による交通安全対策や※¹⁶ スクールガードの充実、防災教育など、地域と連携した対策を強化していきます。

現状の把握（法改正、市民ニーズなど）

校舎等の老朽化が進み、内外装の改修や建物を延命する改修の時期がきている。

※⁸ GIGA スクール構想に伴い学校※¹ ICT 整備が急務となっている。

令和 5 年度の事業実績

- ・ 学校施設の長寿命化を進めるため、八幡小学校の長寿命化改良設計を行った。また、水野小学校、幡山東小学校の長寿命化改良工事（Ⅰ期）を行った。
- ・ 指定避難所となっている幡山東小学校、西陵小学校、水無瀬中学校の体育館トイレを改修するにあたり、高齢者などが使いやすい多目的トイレを設置した。
- ・ GIGA スクール構想で整備した ICT 機器の活用を促進するため、ICT 支援員を全校に配置し、ICT 機器の活用機会の増加を図るとともに、適切に利用できるよう保守管理を行った。

令和 5 年度の事業評価

学校施設の長寿命化については、計画どおり工事等を実施することができた。また、今後も計画的に学校施設の長寿命化や、災害時の避難所として安全に配慮した施設としていくため、個別施策計画の見直しを行った。

GIGA スクール構想の推進においては、ICT 推進員を活用して、学校が実施したい ICT を活用した教育の実施環境を整備することができた。（Google アカウントの配布）

令和 5 年度の評定

☆☆

① 評価指標（AP 47 頁）	実績値 （平成 27 年度）	中間実績値 （令和 2 年度）	目標値 （令和 7 年度）
長寿命化が完了した校舎棟数の割合 教育政策課施設係	6.9%	24.0%	100%
実績値根拠 ・小 3 棟、中 5 棟 合計 8 棟 ÷ 116 棟 = 6.89…%			
目標値根拠 ・全棟完了			
実績値（令和 5 年度）			
31.0%			
令和 5 年度の実績値根拠 長寿命化対策済み施設 小 16 棟、中 15 棟 合計 31 棟 ÷ 全 100 棟 = 0.31			

今後の方策等 令和 6 年度に、八幡小学校の長寿命化改良工事（Ⅰ期）及び水野小学校と幡山東小学校の長寿命化改良工事（Ⅱ期）、並びに萩山小学校（瀬戸特別支援学校）長寿命化改良工事調査・設計業務委託（Ⅰ期）を実施する。 また、長寿命化対策が未実施の施設については、個別施策計画に基づいて対策を講じていく。

瀬戸市教育アクションプラン推進会議委員の意見・提言 ○学校施設の老朽化は多くの場合一斉に始まってくるので、その長寿命化には相応の経費を必要とするため、段階的に展開することになる。しかし、令和 5 年度の実績値は 31.0%と令和 7 年度目標の到達は困難であろう。当然、学校施設のみならず多くの公共施設などの改修もあるのですべてを実現することは現実的ではない。一方、多くの学校施設は災害時の避難所に指定されていることから、災害所避難所としての役割が十分に果たせるように改修することが喫緊の課題である。また、児童生徒にとって通学路の安全対策にも配慮することが求められる。 ○校舎の耐震強化・内外装改修工事をはじめ、プールや遊具の補強等も必要になる。維持費の問題はあるが、市施設の活用等を検討していくことが重要だと考える。
--

●基本施策 22 信頼される学校づくりの推進

○目指す姿

保護者や地域の方々が、「学校とともに地域の教育に責任を負う」との認識のもと、学校運営に主体的に関わっている。

【取組指針】

学校運営に係る積極的な情報発信による開かれた学校から一歩踏み出し、学校と地域が、子どもを育成する当事者として目標やビジョンを共有し、相互に連携・協働することで地域から信頼される学校づくりを目指します。

そのためには、学校に参画する者すべてが「チームとしての学校」に取り組み、目標と情報を共有し、一致協力して教育活動を展開するなど、学校のマネジメント力を向上するとともに、保護者や^{※7} 学校評議員など市民の意見を反映した学校運営を実践していきます。

現状の把握（法改正、市民ニーズなど）

学習指導要領では「社会に開かれた教育課程」が理念に掲げられる。それを実現するためには地域との協働体制をより強固なものにしていく必要がある。

令和 5 年度の事業実績

各校において「地域とともにある学校づくり」の意識が高まり、^{※9} キャリア教育やゲスト講師、面接指導など積極的に地域の方に学校の教育活動に参加する機会を増やすなど、地域との関係を深めている。また、5 中学校ブロックにおいて^{※19} コミュニティ・スクールを導入し、学校の教育目標を地域住民と共有し、地域と学校双方の情報提供を行うなど、開かれた学校運営を行っている。

令和 5 年度の事業評価

令和 5 年度には、コミュニティ・スクールを水野中ブロックに導入し、5 中学校ブロックに配置を完了した。品野中ブロックでは、学校の参観の後に意見を聞いたり、米作りなどの行事を一緒に取り組んだりして、地域とのつながりを実感する機会となっており、「社会に開かれた教育課程」が実践されている。

令和 5 年度の評定

☆☆

①評価指標（AP 49 頁）	実績値 （平成 26 年度）	中間実績値 （令和 2 年度）	目標値 （令和 7 年度）
学校評価における重点的な取り組みに対する評価（平均）	3.5	3.8	3.7
学校教育課指導係			

目標値根拠

現状のC・D評価をなくすことができれば、平均値は3.7を超えるため。

実績値（令和5年度）

3.7

令和5年度の実績値根拠

各校の重点的取り組みに対する学校評価平均値

今後の方策等

令和7年度、全7中学ブロックへの※¹⁹コミュニティ・スクール導入を目指すとともに、「社会に開かれた教育課程」の良さや必要性が学校、地域に浸透してくると、さらに協働が促進される。また、地域だけでなく大学や企業等との連携も視野に入れる。そのためにも※²³地域コーディネーターをより有効に活用していく。

瀬戸市教育アクションプラン推進会議委員の意見・提言

- 下校時の見守りを始めて10年。地域の学校から毎月届く見守りのための資料からは、担当の先生を始め、学校が地域を大切に思う気持ちが伝わる。このような地道な取り組みの積み重ねこそ、信頼される学校づくりには欠かせないと思う。また、学校に信頼される地域づくりへのやる気が喚起させられる出来事でもある。
- 信頼される学校づくりのために、コミュニティ・スクールの取り組みが進められており、順調に導入学校数が増えている。学校と保護者・地域が協働で学校運営をしていく取り組みは、まだ始まったばかりであり課題も多いと思うが、今後のさらなる推進が望まれる。

Ⅳ 瀬戸市の教育全般についての意見・提言

1 瀬戸市教育アクションプラン推進会議委員からの個別意見・提言

○それぞれの施策や取り組みの対象者の主体性を尊重した文章での情報発信は、その施策や取り組みのすべての関係者の人権等を尊重する姿勢を伝える大切な手立てだと思う。情報発信に留意することで、瀬戸の教育の当事者であることを自覚する市民を増やすことにつなげたい。

○最近特に学校に対する期待・要望が多いと思う。働き方改革が叫ばれている中、教職員の仕事が多岐にわたっていると感じる。家庭の役割、学校の役割を今一度考えなおす必要があるのではないだろうか。「子どものため」にどの立場の人も犠牲にならないように。

2 総括意見

子どもの健全な成長には、家庭、学校、社会（行政や地域）が協調して取り組む必要がある。現代においては子どもにもさまざまな個性があり、家庭においてもさまざまな事情で相違点が多い。家族内の関係や家族からの期待など家庭環境にも格差が大きいことが現実である。保護者からするとわが子が心身ともに健全に学校、家庭で過ごしてほしいと願い、学校や社会（行政）への要望も大きい。

これまで 8 年間にわたり瀬戸市の教育施策に対する自己点検評価に関わり、各年度の評定の変化があった施策とほとんど変化しなかった施策を概観する。この間高い評定（☆☆☆）であった施策は 2 施策であり、「文化芸術活動の支援や文化財の保存・活用」と「関係機関の連携による教育の推進」である。8 年前は中間的な評定（☆☆）であり最近の評定で高い評定（☆☆☆）へ高まった施策は、「魅力ある学校づくりと学校の適正規模・適正配置の推進」であり、小中学校の統廃合を進めたことによる。一方、当初は高い評定（☆☆☆）が最近になって中間的な評定（☆☆）になった施策は「教職員の教育力の向上」、「いのちを大切にする教育の推進」、「瀬戸らしさを生かした特色ある教育の推進」の 3 施策であり、当初（平成 30 年度）では機運が高まったものの、その後のコロナ禍などの影響で変化してきたことが考えられる。「体力の向上とスポーツの振興」に関しては、評定は☆☆→☆→☆☆でこの施策はコロナの影響によるものである。その他の 15 施策については中間的な評定（2 ☆）のままであり、多くの場合、学校が児童生徒の学習指導に直接かかわる施策である。これらの施策については、学校のあり方や長期的な展望が期待される施策であり、学校教育において地道に努力を積み重ねて到達できる課題である。教員が努力を重ね、児童生徒に浸透することで、未来社会の担い手である児童生徒を作ろうとするものである。

教育アクションプランとして、短期的に実現できる課題と長期にわたり努力することで実現に近づくことができる課題が存在することに異論はないが、長期的な課題解決には解決すべき短期的目標を立てながら、一つ一つ解決することが求められる。当然、各施策の実現には予算的な措置が必要な場合と、あまり予算を必要としない場合があり、重点課題については思い切った予算措置を講じ、その費用対効果を含め施策に盛り込むことが求められる。

これまでの 22 の基本施策は、あくまで基本施策であり教育再生を目指したものである。しかし、急激な時代の変化の中で求められる新たな課題にも注目して、対応するための施策の新設も必要になると思われる。例えば、コンピュータの発展による AI 技術の進歩やチャット GTP への対応、少子化への対応、家族関係の急激な崩壊に伴う子どもの居場所づくりなど、今後の複雑化する課題にも注目することでこれからの瀬戸市の教育を改善し、魅力ある瀬戸市を構築することを期待します。

会長 吉田 淳

V 総 評

にじの丘学園の開校に合わせてスタートした瀬戸市における全市的な小中一貫教育も5年が経過します。中学校ブロックごとに「めざす子ども像」を設定し、例えば、光陵中学校ブロックでのキャリア教育、水野中学校ブロックでの防災教育など地域の特性に合わせたテーマに基づいた活動を展開しています。従来、教職員は、小学校では6年間、中学校では3年間という学校種ごとの区切りで児童生徒の学びや成長をとらえていましたが、小中学校を合わせた9年間で連続したものとしてとらえようとする意識が定着しつつあります。

令和8年度に開校を予定している菱野団地における3小学校の統合にともなう新しい小学校は、校名募集を行い、光陵中学校との分離型小中一貫校として様々な準備を進めています。新設する「新たな教科」の教育課程編成、中学校教師による小学校での通年にわたる専科教育の実施などのソフト面、市内では初となる空調を備えた体育館の新設、通学路の整備などハード面での準備も合わせて行っています。「ここでしかない学び」の実現を目指していきます。瀬戸市における不登校児童生徒数はコロナ禍前と比較して、小中学校ともに出現率が非常に高くなってきています。この課題に対し『子どもの居場所づくり事業』として「子どもまんなか」をテーマに『せと“ここ”ほっとルーム』を昨年度、光陵中学校に拠点とし、水無瀬・南山・にじの丘中学校に開設しました。その成果を受け、今年度、品野・幡山・水野の3中学校においても事業をスタートさせました。すべての中学校に『せと“ここ”ほっとルーム』が設置されました。今後も児童生徒をサポートしていく体制の整備に努めていきます。

今回の点検・評価報告に、ご尽力をいただきました皆様に深く感謝を申し上げますとともに、今後とも市民の皆様のさらなるご理解とご支援を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

瀬戸市教育委員会
教育長 加藤 正彦

～ 用語解説 ～

	用 語	解 説
※1	ICT	Information and Communication Technology「情報通信技術」の略であり、情報関連技術とその活用を目指すこと。
※2	アクティブ・ラーニング	一方向的な講義形式とは異なり、子どもたちの主体的・能動的な学習への参加を取り入れた学習方法のこと。
※3	インクルーシブ教育	障害のある人がもてる能力や可能性を最大限に発揮し、自由に社会参加することを可能にし、障害のある子どもと、ない子どもが可能な限り同じ場で教育を受けられるようにすること。
※4	学校サポーター	学校の指導方針や個別の教育支援計画に沿って、学級担任の指導を支え、特別な支援を必要とする児童生徒をサポートするボランティアのこと。
※5	外国人児童生徒サポーター	日本語の理解が充分でない外国人児童生徒が、授業などで学びを深めていくために、学習支援するボランティアのこと。
※6	学級集団アセスメント	アンケート形式による心理検査。標準化され高い信頼性をもち、学級満足度と学校生活意欲度を測る。これにより、不登校の予防やいじめの早期発見ができ、学級運営について役立てる。
※7	学校評議員	地域に開かれた学校づくりを推進するため、地域住民などの意向を反映するとともに、学校運営に意見を述べる人のこと。
※8	GIGA スクール構想	GIGA は Global and Innovation Gateway for All の略。児童生徒 1 人 1 台端末、及び高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現させる構想。
※9	キャリア教育	一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくための教育のこと。
※10	教育サポートセンター	多様な支援を必要とする児童生徒や保護者に対して、学校・家庭・地域や関係機関が連携して、多方面から一貫した支援をする体制のこと。
※11	小中一貫教育	中学校区を単位として小中学校が目指す子ども像を共有し、義務教育の 9 年間の教育活動を見通しながら、計画的・系統的な教育を推進すること。
※12	少人数指導授業	学級を 2 つ以上の学習集団に分けて指導する授業のこと。
※13	情報活用能力 (情報リテラシー)	メディアや情報通信機器などを介した情報の特性を理解し、情報の適切な取扱いや自らの情報活用を身につけ、情報分析やメディアを利用した表現やコミュニケーションを図るなどの情報分析能力のこと。
※14	食育	様々な経験を通して、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる人を育てること。
※15	スクールカウンセラー (SC)	臨床心理士などの資格をもち、児童生徒や保護者の抱える悩みを受け止め、カウンセリングするとともに、それらに関わる教職員や保護者への助言や支援を行う人のこと。
※16	スクールガード	主に、小学校区内の通学路などにおける子どもの安全を見守る活動を行う、地域住民などで組織するボランティアのこと。

	用 語	解 説
※17	スクールソーシャルワーカー（SSWer）	社会福祉士の資格をもち、不登校や発達障害などの問題の解決に向けて福祉的な視点で教員や保護者の関係を調整するとともに、関係機関との連携調整を図る人のこと。
※18	瀬戸市いじめ防止基本方針	いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも起こりうることを前提として、教育委員会と学校・家庭・地域・関係機関が連携して、いじめの防止などの対策を推進するために策定された方針のこと。
※19	コミュニティ・スクール	学校と保護者や地域の皆さんがともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子供たちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める法律（地教行法第47条の5）に基づいた仕組みのこと。
※20	全国学力・学習状況調査	全国の小学校6年生と中学校3年生を対象とした学力と学習状況に関する調査のこと。調査結果を分析することで、今後の教育施策の改善を図ることなどを目的に実施される。
※21	多文化共生	国籍、言語、文化などの違いを互いに尊重する考え方のこと。外国人を地域社会の一員と認め、交流し協力し合うことを大切にする考え方。
※22	男女共同参画	男女が互いを対等なパートナーと認め合い、家庭、仕事、地域のあらゆる分野で個人の能力を発揮でき、ともに喜びや責任を分かち合うこと。
※23	地域コーディネーター	学校と地域の、より一層の連携・協働を図るため、学校、地域住民、保護者間の連絡や調整を行う人のこと。
※24	地域図書館	小中学校の図書室を活用し、地域の方々にも利用しやすい機能と環境を整えた図書館のこと。
※25	地産地消	地域で生産された食材などをその地域で消費すること。
※26	チーム・ティーチング	学級（教科）担任の授業に他の教員が入ったり、複数の教員が連携・協力して一人ひとりの児童生徒を指導したりする授業の形態のこと。
※27	適応指導教室（オアシス21）	不登校の児童生徒に対し、学校とは別に個々の状態に応じた指導を行うことにより、学校への復帰、自立や社会参加を目指すもののこと。
※28	適正規模・適正配置	少子化が進む中、次世代を担う子どもたちにとって、望ましい教育環境を整備し、充実することを目的に小中学校の再配置や新築を行うこと。
※29	特別支援教育支援員	特別な支援を必要とする児童生徒に対して、学校生活や教科指導などの補助及び支援を行う人のこと。
※30	学びキャンパスせと	市民同士が学び合う生涯学習の仕組み。自分が得意なことを教えたいという熱意のある市民が講師となり、「教える生きがい」をもって講座を企画・運営することにより、バラエティに富んだ講座を提供している。
※31	まるっとせとっ子フェスタ	瀬戸市在住・在学の子どもたちが、日頃の学習の成果を発表すること。子どもたち同士、子どもたちと市民が交流し、つながりと信頼を深める場となっている。
※32	ユートピアプラン	「人・地域との関わりを大切にし、心豊かな生徒の育成をめざす」ために、ノーマライゼーションを学ぶ・人と地域との関わりを学ぶ・手作りの整備やものづくりを学ぶ・地域連携・環境整備活動を通して豊かな心を育む光陵中学校の活動のこと。

	用 語	解 説
※33	ライフ・ワーク・バランス	仕事と生活の調和を意味する。やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中更年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。
※34	現職教育 (教員研修)	教師になるための準備教育が「教員養成」と呼ばれるのに対して、教師として就職した後の研究・訓練のこと。
※35	OJT	On the Job Training の略であり、実際の職務現場において業務を通じて行う教育訓練のこと。 また、日常の教育活動における様々な機会・場面において行われる指導助言や校内研修、研究授業等のこと。
※36	ノーマライゼーション	障害者や高齢者といった社会的弱者と健常者とは、お互いが特別に区別されることなく、社会生活を共にするのが正常なことであり、本来の望ましい姿であるという考え方。
※37	セト・ティーチャーズ・アカデミー	教育アクションプランの具現化に向けて、教職員の資質向上を図るとともに、瀬戸の教育を創造していく機会とするために企画・実施される研修会のこと。全体会が年に 1 回、8 月下旬に開催され、市内の教職員が全員参加する。
※38	ストップモーション方式	授業の VTR をもとに教員の働きかけや児童の反応などについて、一時停止しながら、授業について、検証、議論していく方式

6 年市長提出第 号議案

瀬戸市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について

瀬戸市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 月 日提出

瀬戸市長 川 本 雅 之

瀬戸市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号。以下「法」という。）第 23 条第 1 項の規定に基づき、市長が管理し、及び執行する教育に関する事務を定めるものとする。

(職務権限の特例)

第 2 条 市長が管理し、及び執行する教育に関する事務は、次に掲げるものとする。

- (1) 博物館及び公民館の設置、管理及び廃止に関すること（法第 21 条第 7 号から第 9 号まで及び第 12 号に掲げる事務のうち、博物館及び公民館のみに係るものを含む。）。
- (2) スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。
- (3) 文化に関すること（次号に掲げるものを除く。）。
- (4) 文化財の保護に関すること。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行

する。

（瀬戸市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正）

2 瀬戸市公民館の設置及び管理に関する条例（令和5年瀬戸市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（使用時間） 第5条 公民館の使用時間は、午前9時から午後9時までの範囲内とする。ただし、第17条の規定により公民館の管理及び運営を指定管理者に行わせる場合は、指定管理者が<u>市長</u>と協議して定めるものとする。 2 前項の規定にかかわらず、<u>市長</u>は、特に必要があると認めるときは、使用時間を変更することができる。 （休館日） 第6条 <省略> 2 前項の規定にかかわらず、<u>市長</u>は、特に必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。 （使用の許可） 第7条 公民館の施設、附属設備及び備品（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ<u>市長</u>の許可を受けなければならない。その許可を受けた事項を変更する場合も、また同様とする。 2 <u>市長</u>は、施設等の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。 （使用の制限） 第8条 <u>市長</u>は、次の各号のいずれかに該当する	（使用時間） 第5条 公民館の使用時間は、午前9時から午後9時までの範囲内とする。ただし、第17条の規定により公民館の管理及び運営を指定管理者に行わせる場合は、指定管理者が<u>教育委員会</u>と協議して定めるものとする。 2 前項の規定にかかわらず、<u>教育委員会</u>は、特に必要があると認めるときは、使用時間を変更することができる。 （休館日） 第6条 <省略> 2 前項の規定にかかわらず、<u>教育委員会</u>は、特に必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。 （使用の許可） 第7条 公民館の施設、附属設備及び備品（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ<u>教育委員会</u>の許可を受けなければならない。その許可を受けた事項を変更する場合も、また同様とする。 2 <u>教育委員会</u>は、施設等の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。 （使用の制限） 第8条 <u>教育委員会</u>は、次の各号のいずれかに該

と認めるときは、施設等の使用を許可しない。 (1)から(4)まで <省略> (5) その他<u>市長</u>が不相当と認めるとき。 (特別の設備等の使用) 第12条 使用者は、施設等の使用に際し、特別の設備をし、又は備付けの器具以外の器具を使用しようとするときは、あらかじめ<u>市長</u>の許可を受けなければならない。 (使用許可の取消し等) 第14条 <u>市長</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設等の使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命ずることができる。 (1) <省略> (2) 使用者が第7条第2項の規定による使用の許可に付された条件又は<u>市長</u>の指示に従わないとき。 (3)から(5)まで <省略> 2 前項各号のいずれかに該当し、施設等の使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命じた場合において、使用者が損害を受けたときは、市は、その責めを負わない。ただし、同項第5号に該当し、<u>市長</u>が必要と認める場合にあっては、この限りでない。 (損害賠償の義務) 第16条 公民館に入館した者及び使用者は、故意又は過失により建物、設備、備品等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、<u>市長</u>が損害を賠償させることが適当でないとき、この限りでない。 (指定管理者) 第17条 <u>市長</u>は、公民館の管理及び運営を法人その他の団体であつて瀬戸市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成1	当すると認めるときは、施設等の使用を許可しない。 (1)から(4)まで <省略> (5) その他<u>教育委員会</u>が不相当と認めるとき。 (特別の設備等の使用) 第12条 使用者は、施設等の使用に際し、特別の設備をし、又は備付けの器具以外の器具を使用しようとするときは、あらかじめ<u>教育委員会</u>の許可を受けなければならない。 (使用許可の取消し等) 第14条 <u>教育委員会</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設等の使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命ずることができる。 (1) <省略> (2) 使用者が第7条第2項の規定による使用の許可に付された条件又は<u>教育委員会</u>の指示に従わないとき。 (3)から(5)まで <省略> 2 前項各号のいずれかに該当し、施設等の使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命じた場合において、使用者が損害を受けたときは、市は、その責めを負わない。ただし、同項第5号に該当し、<u>教育委員会</u>が必要と認める場合にあっては、この限りでない。 (損害賠償の義務) 第16条 公民館に入館した者及び使用者は、故意又は過失により建物、設備、備品等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、<u>教育委員会</u>が損害を賠償させることが適当でないとき、この限りでない。 (指定管理者) 第17条 <u>教育委員会</u>は、公民館の管理及び運営を法人その他の団体であつて瀬戸市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（
--	---

6年瀬戸市条例第16号)の規定により<u>市長</u>が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。 (指定管理者が行う業務) 第18条 前条の規定により、指定管理者に行わせる業務は、次の各号に掲げるものとする。 (1)から(3)まで <省略> (4) 前3号に掲げるもののほか、公民館の管理に関し<u>市長</u>が必要と認める業務 2 第7条、第8条、第12条から第16条までの規定は、前条の規定により、指定管理者に管理を行わせる場合に準用する。この場合において、第7条第1項、第8条及び第12条から第15条までの規定中「使用」とあるのは「利用」と、第7条、第8条、第12条及び第14条中「<u>市長</u>」とあるのは「指定管理者」と、第12条から第16条までの規定中「使用者」とあるのは「利用者」と、第14条第1項中「使用料」とあるのは「利用料(第19条第1項に規定する「利用料」をいう。)」と読み替えるものとする。 (委任) 第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>市長</u>が定める。	平成16年瀬戸市条例第16号)の規定により<u>教育委員会</u>が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。 (指定管理者が行う業務) 第18条 前条の規定により、指定管理者に行わせる業務は、次の各号に掲げるものとする。 (1)から(3)まで <省略> (4) 前3号に掲げるもののほか、公民館の管理に関し<u>教育委員会</u>が必要と認める業務 2 第7条、第8条、第12条から第16条までの規定は、前条の規定により、指定管理者に管理を行わせる場合に準用する。この場合において、第7条第1項、第8条及び第12条から第15条までの規定中「使用」とあるのは「利用」と、第7条、第8条、第12条及び第14条中「<u>教育委員会</u>」とあるのは「指定管理者」と、第12条から第16条までの規定中「使用者」とあるのは「利用者」と、第14条第1項中「使用料」とあるのは「利用料(第19条第1項に規定する「利用料」をいう。)」と読み替えるものとする。 (委任) 第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>教育委員会</u>が定める。
---	--

(瀬戸市文化財保護条例の一部改正)

3 瀬戸市文化財保護条例(昭和47年瀬戸市条例第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(設置) 第3条 <u>法第190条第2項の規定に基づき、瀬戸市教育委員会</u>	(設置) 第3条 <u>瀬戸市教育委員会</u>(以下「委員会」とい

戸市文化財保護審議会（以下「<u>審議会</u>」という。）を置く。 （組織及び任期） 第4条 審議会は委員7人以内で組織し、委員は<u>市長</u>が委嘱する。 2及び3 <省略> （任務） 第5条 審議会は、文化財の保存及び活用に関し、<u>市長</u>の諮問に答え、又は<u>市長</u>に意見を具申し、<u>及び</u>このために必要な調査研究を行う。 （指定等） 第6条 <u>市長</u>は、文化財のうち市にとって重要なものを瀬戸市指定有形文化財、瀬戸市指定無形文化財（以下「市指定無形文化財」という。）、瀬戸市指定有形民俗文化財（以下「市指定有形民俗文化財」という。）、若しくは瀬戸市指定無形民俗文化財（以下「市指定無形民俗文化財」という。）、又は瀬戸市指定史跡、瀬戸市指定名勝若しくは瀬戸市指定天然記念物（以下「市指定史跡名勝天然記念物」という。）（以下「市指定文化財」と総称する。）に指定することができる。 2 <u>市長</u>は、市指定無形文化財の指定にあたっては、その保持者又は保持団体（無形文化財を保持する者が主たる構成員となっている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定するものとし、その指定後において必要と認めるときは、保持者又は保持団体を追加して認定することができる。 3 <u>市長</u>は、第1項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ指定しようとする文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、市指定無形文化財若しくは市指定無形民俗文化財を指定しよう	<u>う。</u>）に、瀬戸市文化財保護審議会（以下「<u>審議会</u>」という。）を置く。 （組織及び任期） 第4条 審議会は委員7人以内で組織し、委員は<u>委員会</u>が<u>市長と協議</u>して委嘱する。 2及び3 <省略> （任務） 第5条 審議会は、文化財の保存及び活用に関し、<u>委員会</u>の諮問に答え、又は<u>委員会</u>に意見を具申し、<u>また、</u>このために必要な調査研究を行う。 （指定等） 第6条 <u>委員会</u>は、文化財のうち市にとって重要なものを<u>市長と協議のうえ</u>、瀬戸市指定有形文化財、瀬戸市指定無形文化財（以下「市指定無形文化財」という。）、瀬戸市指定有形民俗文化財（以下「市指定有形民俗文化財」という。）、若しくは瀬戸市指定無形民俗文化財（以下「市指定無形民俗文化財」という。）、又は瀬戸市指定史跡、瀬戸市指定名勝若しくは瀬戸市指定天然記念物（以下「市指定史跡名勝天然記念物」という。）（以下「市指定文化財」と総称する。）に指定することができる。 2 <u>委員会</u>は、市指定無形文化財の指定にあたっては、その保持者又は保持団体（無形文化財を保持する者が主たる構成員となっている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定するものとし、その指定後において必要と認めるときは、保持者又は保持団体を追加して認定することができる。 3 <u>委員会</u>は、第1項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ指定しようとする文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、市指定無形文化財若しくは市指定無形民俗文化財を指定しよう
---	---

する場合又は所有者若しくは権原に基づく占有者が判明しない場合は、この限りでない。 4 <u>市長</u>は、第1項の規定による指定又は第2項の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聞かなければならない。 5及び6 <省略> 7 <u>市長</u>は、有形の市指定文化財の指定をしたときは、その所有者に指定書を交付する。 (指定等の解除) 第7条 <u>市長</u>は、市指定文化財がその価値を失ったときその他特別の理由が生じたときは、市指定文化財の指定を解除することができる。 2 <u>市長</u>は、保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなつたと認められるとき、保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなつたと認められるとき<u>その他特別</u>の理由があるときは、保持者又は保持団体の認定を解除することができる。 3 <u>市長</u>は、第1項の規定による指定の解除又は前項の規定による認定の解除をしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聞かなければならない。 4及び5 <省略> 6 前項の場合には、<u>市長</u>は、有形の市指定文化財及び市指定無形文化財に係るときは、その旨を告示するとともにその所有者若しくは権原に基づく占有者又は保持者若しくは保持団体として認定されていたもの（保持団体にあつては、その代表者（保持団体が解散した場合には、代表者であつた者））に通知し、市指定無形民俗文化財に係るときは、その旨を告示するものとする。 (所有者の管理義務及び管理責任者)	とする場合又は所有者若しくは権原に基づく占有者が判明しない場合は、この限りでない。 4 <u>委員会</u>は、第1項の規定による指定又は第2項の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聞かなければならない。 5及び6 <省略> 7 <u>委員会</u>は、有形の市指定文化財の指定をしたときは、その所有者に指定書を交付する。 (指定等の解除) 第7条 <u>委員会</u>は、市指定文化財がその価値を失ったときその他特別の理由が生じたときは、<u>市長と協議して</u>市指定文化財の指定を解除することができる。 2 <u>委員会</u>は、保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなつたと認められるとき、保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなつたと認められるとき、<u>その他特別</u>の理由があるときは、保持者又は保持団体の認定を解除することができる。 3 <u>委員会</u>は、第1項の規定による指定の解除又は前項の規定による認定の解除をしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聞かなければならない。 4及び5 <省略> 6 前項の場合には、<u>委員会</u>は、有形の市指定文化財及び市指定無形文化財に係るときは、その旨を告示するとともにその所有者若しくは権原に基づく占有者又は保持者若しくは保持団体として認定されていたもの（保持団体にあつては、その代表者（保持団体が解散した場合には、代表者であつた者））に通知し、市指定無形民俗文化財に係るときは、その旨を告示するものとする。 (所有者の管理義務及び管理責任者)
---	---

第8条 有形の市指定文化財の所有者は、この条例及びこれに基づく<u>規則</u>並びに<u>市長</u>の指定に従い、当該市指定文化財を管理しなければならない。	第8条 有形の市指定文化財の所有者は、この条例及びこれに基づく<u>委員会規則</u>並びに<u>委員会</u>の指定に従い、当該市指定文化財を管理しなければならない。
2 有形の市指定文化財の所有者は、特別の事情があるときは、もっぱら自己に<u>代わり</u>当該市指定文化財の管理の責めに任ずべき者（以下「管理責任者」という。）を選任することができる。	2 有形の市指定文化財の所有者は、特別の事情があるときは、もっぱら自己に<u>代り</u>当該市指定文化財の管理の責めに任ずべき者（以下「管理責任者」という。）を選任することができる。
3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、所有者は、速やかに<u>市長</u>に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も同様とする。	3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、所有者は、速やかに<u>委員会</u>に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も同様とする。
4 <省略>	4 <省略>
第8条の2 市指定史跡名勝天然記念物の所有者は、<u>規則</u>の定める基準により、その管理に必要な標識、説明板、境界標、<u>囲柵</u>その他の施設を設置するものとする。 （現状変更の制限等）	第8条の2 市指定史跡名勝天然記念物の所有者は、<u>委員会規則</u>の定める基準により、その管理に必要な標識、説明板、境界標、<u>囲さく</u>その他の施設を設置するものとする。 （現状変更の制限等）
第8条の3 有形の市指定文化財（市指定有形民俗文化財を除く。）に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ<u>市長</u>の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については<u>規則</u>で定める範囲の維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。	第8条の3 有形の市指定文化財（市指定有形民俗文化財を除く。）に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ<u>委員会</u>の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については<u>委員会規則</u>で定める範囲の維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。
2 <u>市長</u>は、前項の許可を与える場合においては、その許可に当該市指定文化財の保存上必要な条件を付すことができる。	2 <u>委員会</u>は、前項の許可を与える場合においては、その許可に当該市指定文化財の保存上必要な条件を付すことができる。
3 <u>市長</u>は、第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停	3 <u>委員会</u>は、第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停

止を命じ、又は許可を取り消すことができる。	停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。
4 <u>市長</u>は、第1項の許可を受けることができなかったことにより、又は第2項の許可の条件を付せられたことにより損失を受けた者に対しては、その通常生ずべき損失を補償する。	4 <u>市</u>は、第1項の許可を受けることができなかったことにより、又は第2項の許可の条件を付せられたことにより損失を受けた者に対しては、その通常生ずべき損失を補償する。
5 市指定有形民俗文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、あらかじめ<u>市長</u>に届け出なければならない。 (届出)	5 市指定有形民俗文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、あらかじめ<u>委員会</u>に届け出なければならない。 (届出)
第9条 有形の市指定文化財の所有者（管理責任者がある場合で、管理責任者に関して第2号の事由に該当するとき又は第3号若しくは第4号の事由に該当するときは、管理責任者）は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を<u>市長</u>に届け出なければならない。 (1)から(4)まで <省略>	第9条 有形の市指定文化財の所有者（管理責任者がある場合で、管理責任者に関して第2号の事由に該当するとき並びに第3号及び第4号の事由に該当するときは、管理責任者）は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を<u>委員会</u>に届け出なければならない。 (1)から(4)まで <省略>
2 有形の市指定文化財の所有者（管理責任者がある場合で、第1号の事由に該当するときは、管理責任者）は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ<u>市長</u>に届け出なければならない。ただし、<u>規則</u>で定める場合には、届出を要せず、又は事後に届け出ることをもって足りる。 (1)及び(2) <省略>	2 有形の市指定文化財の所有者（管理責任者がある場合で、第1号の事由に該当するときは、管理責任者）は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ<u>委員会</u>に届け出なければならない。ただし、<u>委員会規則</u>で定める場合には、届出を要せず、又は事後に届け出ることをもって足りる。 (1)及び(2) <省略>
3 第6条第2項の規定により市指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定されたものが次の各号のいずれかに該当するときは、保持者（保持者が死亡した場合にあっては、その相続人）又は保持団体の代表者（保持団体が解散（消滅を含む。以下同じ。）した場合にあっては、代表者であった者）は、速やかに<u>市長</u>に届け出なければならない。 (1)から(3)まで <省略>	3 第6条第2項の規定により市指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定されたものが次の各号のいずれかに該当するときは、保持者（保持者が死亡した場合にあっては、その相続人）又は保持団体の代表者（保持団体が解散（消滅を含む。以下同じ。）した場合にあっては、代表者であった者）は、速やかに<u>委員会</u>に届け出なければならない。 (1)から(3)まで <省略>

(補助等)	(補助等)
第10条 <u>市長</u>は、市指定文化財の管理、修理、復旧、公開その他その保存及び活用に要する経費の全部又は一部につき、予算の範囲内で補助し、又は負担することができる。	第10条 <u>市</u>は、市指定文化財の管理、修理、復旧、公開その他その保存及び活用に要する経費の全部又は一部につき、予算の範囲内で補助し、又は負担することができる。
(管理等に関する勧告等)	(管理等に関する勧告等)
第11条 <u>市長</u>は、市指定文化財の管理、<u>修理</u>、復旧その他の保存に関して所有者若しくは管理責任者又は保持者若しくは保持団体に対し、必要な勧告又は指示をすることができる。	第11条 <u>委員会</u>は、市指定文化財の管理、<u>修繕</u>、復旧その他の保存に関して所有者若しくは管理責任者又は保持者若しくは保持団体に対し、必要な勧告又は指示をすることができる。
(公開等の勧告)	(公開等の勧告)
第12条 <u>市長</u>は、市指定文化財（市指定史跡名勝天然記念物を除く。）の公開その他の活用に関して所有者若しくは管理責任者又は保持者若しくは保持団体に対し、必要な勧告をすることができる。	第12条 <u>委員会</u>は、市指定文化財（市指定史跡名勝天然記念物を除く。）の公開その他の活用に関して所有者若しくは管理責任者又は保持者若しくは保持団体に対し、必要な勧告をすることができる。
(所有者変更に伴う権利義務の承継)	(所有者変更に伴う権利義務の承継)
第13条 市指定文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該市指定文化財に関し、この条例に基づいてする<u>市長</u>の勧告、指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。	第13条 市指定文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該市指定文化財に関し、この条例に基づいてする<u>委員会</u>の勧告、指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。
(補助金等の返還)	(補助金等の返還)
第14条 <u>市長</u>は、第10条の規定に基づく補助金又は負担金（以下「補助金等」という。）の交付を受けたものが、次の各号のいずれかに該当するときその他特別の理由が生じたと認めるときは、当該補助金等の全部又は一部の返還を命ずることができる。 (1) 市指定文化財の管理、修理、復旧、公開その他その保存及び活用に関し、条例又はこれに基づく<u>規則</u>に違反したとき。 (2)から(4)まで <省略> (調査又は報告)	第14条 <u>委員会</u>は、第10条の規定に基づく補助金又は負担金（以下「補助金等」という。）の交付を受けたものが、次の各号のいずれかに該当するときその他特別の理由が生じたと認めるときは、当該補助金等の全部又は一部の返還を命ずることができる。 (1) 市指定文化財の管理、修理、復旧、公開その他その保存及び活用に関し、条例又はこれに基づく<u>委員会規則</u>に違反したとき。 (2)から(4)まで <省略> (調査又は報告)
第15条 <u>市長</u>は、必要があると認めるときは、	第15条 <u>委員会</u>は、必要があると認めるときは

あらかじめ、市指定文化財の所有者、管理責任者、保持者若しくは保持団体の同意を得て、当該市指定文化財の現状、管理又は修理若しくは復旧の状況を調査し、又は報告を求めることができる。 (委任) 第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。	、あらかじめ、市指定文化財の所有者、管理責任者、保持者若しくは保持団体の同意を得て、当該市指定文化財の現状、管理又は修理若しくは復旧の状況を調査し、又は報告を求めることができる。 (委任) 第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>委員会規則</u>で定める。
---	---

(瀬戸市文化財保護条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 この条例の施行の際現に前項の規定による改正前の瀬戸市文化財保護条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項の規定により委嘱された委員は、この条例の施行日に前項の規定による改正後の瀬戸市文化財保護条例（以下「新条例」という。）第4条第1項の規定により委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、旧条例の規定により定めた任期の残任期間と同一の期間とする。

(瀬戸市公民館の設置及び管理に関する条例等の一部改正に伴う経過措置)

- 5 この条例の施行前に附則第2項の規定による改正前の瀬戸市公民館の設置及び管理に関する条例若しくは旧条例（以下「改正前条例等」という。）の規定によりされた許可その他の行為又はこの条例の施行の際現に改正前条例等の規定によりされている届出その他の行為は、この条例の施行後は、附則第2項の規定による改正後の瀬戸市公民館の設置及び管理に関する条例又は新条例の相当規定によりされた許可その他の行為又は届出その他の行為とみなす。

(理 由)

この案を提出するのは、博物館及び公民館の設置等に関する事並びにスポーツ及び文化に関する事について、施設の機動的かつ一体的な活用の促進、スポーツを通じた経済及び地域の活性化並びにやきもののまちとして地域資源（歴史、文化、産業）の活用を、総合的なまちづくりの観点から、地域振興、まちづくり等の関連行政と併せて市長が管理執行することで、施設、スポーツ及び文化の持つ効用をより活かしていくため必要があるからである。

令和6年度 瀬戸市教育委員会9月補正予算（案）【教育政策課】

(歳 出)

(単位：千円)

款項目		補正前額	補正額	補正後額	節		説 明
					区分	金額	
10款 教育費	3目 小中一貫校整備費	900,011	9,471	909,482	12 委託料	9,471	八幡小学校通学路調査・設計業務委託
1項 教育総務費	0093事業 葵野団地小中一貫校整備						
10款 教育費	2目 学校施設費	511,093	10,167	521,260	12 委託料	10,167	小学校樹木点検業務委託
2項 小学校費	0110事業 小学校施設管理						
10款 教育費	3目 学校建設費	930,247	26,262	956,509	14 工事請負費	26,262	にじの丘学園浄化槽増設工事
2項 小学校費	0120事業 小学校施設整備						
10款 教育費	2目 学校施設費	245,584	3,043	248,627	12 委託料	3,043	中学校樹木点検業務委託
3項 中学校費	0140事業 中学校施設管理						

令和6年度 瀬戸市教育委員会9月補正予算（案）【学校教育課】

(歳 出)

款項目		補正前額	補正額	補正後額	節		説明	
					区分	金額		
10款	4目	202,833	2,139	204,972	01 報酬	1,320	日本語初期指導員 報酬	1,320
教育費	教育指導費				03 職員手当等	496	日本語初期指導員 期末手当	496
1項	0015事業				04 共済費	323	日本語初期指導員 短期給付負担金	111
教育総務費	会計年度任用職員						日本語初期指導員 福祉負担金	6
							日本語初期指導員 厚生年金負担金	206
10款	4目	9,034	68	9,102	08 旅費	68	日本語初期指導員 交通費	68
教育費	教育指導費							
1項	0030事業							
教育総務費	外国人児童生徒 教育推進							